

論文

河東路の酒麴務

清木場 東

はじめに

本研究は北宋の都市研究に供するための基礎研究で、酒麴務・塩務の資料分析である。『宋會要輯稿』・食貨19「酒麴雜録」に熙寧10年前の旧酒麴務名・旧課額と熙寧10年新課額とをセットで記す統計がみえ、同じく食貨22「鹽法五」・同食貨23「鹽法六」に旧塩務名・旧錢額を記す統計がみえる。旧酒麴務・旧塩務の年代（以下、場務年代）、及び酒麴務・塩務・商税が置かれた都市・町の資料の分析・整理を行う。商税資料の基礎的な分析・考察はすでに終わっている⁽¹⁾、商税務（4京・23路）と酒麴務・塩務との比較考証を行う。

天聖以後では、四京は麴を専売し、他の諸州軍は酒の専売を行った。麴又は酒の専売を行う機関の総称を本研究では酒麴務とし、それぞれを麴務、酒務と呼ぶことにする。酒麴務分析は四京・19路（夔州路・福建路及び廣南東西路を除く）の場務を対象とし、旧塩務分析は陝西（永興・秦鳳）・河東・淮南（東・西）・兩浙・江南（東西）・荆湖（南北）・福建・廣南（東西）の13路を対象とする。なお本研究は酒麴専売・塩専売の研究ではなく、都市・町の研究に供する第一段階の基礎研究であるため、酒麴専売及び塩専売の専門知識はほとんど必要としない。このためそれらに関する先行研究をあげず、第二段階の都市研究において関連する先行研究をあげることにしたい。

次に本稿は河東路の酒務資料の分析・考察を行う。酒・麴統計は各京・府・州・

軍・監の旧場務名・旧額及び熙寧10年の新額を記す統計であるが、京・府・監はごく少数であるので以下ではそれらを州軍と略す。統計の再録においては、原文の誤字・脱字・衍字・異字（音通）があるので、諸書により訂正或は補う。

次に商税資料分析では、商業活動規模の地域格差・時代的変動・変動の地域格差、及び活動エリアの地域格差・時代的変動・変動地域格差を分析したが、都市ないし町の研究としていない。これは商税額の過税（国内関税に似る）・住税（入市税に似る）の内訳が不明のためである。酒麴務がおかれたのは酒麴の消費が多い州県等の行政都市及び鎮・草市・その他である。

天聖以後、北京麴を售るに三京の法の如くす。官、酒・麴を售るに、亦疆界を畫す。云々。

とみえ⁽¹⁾、酒・麴の販売境界即ちエリアを設けていた。また、

民私酒を持って京城五十里、西京及び諸州城二十里に入る者、五斗に至れば處死。定める所の里數の外に、官署酤酒する有り、而して私酒其の地に入れば一石にして棄市。

とみえ⁽²⁾、そのエリアは京師では京城の外50里（半径）、西京及び諸州は城外20里（半径）とされ、密造酒を界内に持ち込めば僅か五斗にして死刑に処せられ、また城外の官が酒を販売する地でも密造酒一石を持ち込むと棄市に処せられた。官が酒・麴を造り、官管轄下に酒専売を行っていたのでその利益を守るためこのような過酷な刑罰が設けられていたのである。こうした酒麴境界法から酒麴務が置かれたのは都市・町であったことが証せられる。なお、

端拱二年令す。民、麴を買い酒を醸し酤る者、縣鎮十里は州城二十里の禁の如くす、と。

とみえ⁽³⁾、酒麴務が置かれた県・鎮でもエリア（半径10里）が設けられていた。郷村にも買撲場が置かれていたが⁽⁴⁾、これは民間人の醸造酒の請負であり、官設酒麴務とは別である。

酒務のみの設置の鎮・草市・その他を町と呼ぶことにする。酒務と商稅務が併設されている場合はやや大きな町と思われる。また塩務が置かれている地も塩消費が多い地であったと思われる。商稅務・酒務・塩務の三機関併設の地もやや大きな町と考えてよい。町と都市の相違は明確にできないが、學術用語として都市が多用され、町はあまり使用されない。本研究では州・県などの行政機関が置かれている邑を行政都市と呼び、それ以外で酒務・塩務・商稅務のうち二務（例、酒務・商稅務、商稅務・塩務、塩務・酒務）が置かれている処を地方小都市（やや大きな町）又は小都市と呼ぶことにしたい。また行政都市・小都市の総称を都市としておく。酒務のみ、もしくは塩務のみが置かれた処を町とよぶことにする。商稅務のみの処は消費が不明であるのでその呼称を決定しないで置く。これは例えば過税がほとんどを占める場合、過税徴収処（機関）があったに過ぎないケースも考えられるからである。また微額の商稅額の処も町と呼ぶべきか否か判断に苦しむ。商稅務が置かれた地に必ずしも酒務は置かれていない。また酒務が置かれた地に必ずしも商稅務が置かれるとは限らない。そうしたケースを本論で明らかにする。

(1) 記載形式

次に記載形式は細分すると幾つかの形式がみられるが、大別すると四京と19路の二パターンに分けられる。以下、「酒麴雜録」の記載形式について述べる。

甲 東京。官造麴。買於酒戸。每歲舊〇〇〇貫。

熙寧十年（祖額錢）^①〇〇〇貫〇〇〇文。

^②
①は賣に同じ ②西京記載により補う

乙 開封府十五県及某・某・…鎮・某三十五務。每歲舊錢〇〇〇貫・糸〇〇〇兩・絹〇〇〇疋

今二十一県。熙寧十年（祖額）錢〇〇〇貫〇〇〇文〇〇〇分・糸〇〇〇
①
兩・絹〇疋〇丈〇尺〇寸

①は西京記載により補う

東京の甲（京城の在京麴院）と外県の乙（開封府属県の酒務。京城内の県を含まず）とに分けてそれぞれの旧額・熙寧十一年額を示す。この形式は東京のみに適用され、他の三京及び各路の諸州軍には用いられていない。この形式は「商税雜録」における東京のそれと同じで、商税統計は京城内を都商税院とし、その新旧額（「舊無額」）を示し、別に諸外県税務の新旧額を記す。しかし酒・麴統計が4京・19路の各州軍の熙寧十年新額（官売・買撲）のみを示し新酒麴務を記さないのに対し、商税統計は熙寧十年新額と税務ごとの新額を記す。なお熙寧十年額は西京・北京・諸路州軍の記載では祖額とされている。祖額は各酒麴務の酒麴販売業務の目標額であり、同時に関係職員の成績査定における基準額でもある。本研究ではその祖額を熙寧額または新額と呼ぶことにする。この新額に対して旧額は何年の祖額であるか明記していない。しかし旧酒麴務の年代は旧額時代の場務が置かれた州・軍・県・鎮の存在から推定できる。

次に東京は旧額の錢は貫までを示し、文を記さないが、新額の錢額は文までを記す。これは他の三京及び諸路州軍の記載でもおなじで、州軍によっては分・釐までを記す。東京開封府外県の場合は旧額・新額に絹額・絲額を記すが、他の三京及び州軍の記載ではそれらが記されている場合と錢額のみの場合の両ケースがある。また布・銀が記されている州軍もある。なお開封の絲6,114兩は多額であるが州軍における絹・絲・布・その他の額数は少額のケースが多い。

丙 西京。官造麴如東京之制。（舊在城）及某・某・…（県）・…（鎮）
① ② ③
某二十三務。歳〇〇〇貫・絹〇〇疋

丁 熙寧十年祖額〇〇〇貫〇〇〇文・絹〇〇〇匹。買撲〇〇〇貫〇〇〇文

①は北京記載により補う ②③は南京記載により補う

西京は周知の如く河南府に置かれていたので、「及」の後の県は河南府の外県である。(舊在城)を補っているが、「西京(官造麴如東京之制)及某・某・・・・」と読むこともできる。しかし諸州軍の場合は「某州。舊在城及某・某・・・・」とあるので、「舊在城」を補うのが妥当であろう。

南京・北京及び州軍の記載は丙・丁の記載形式をとる。また買撲を記すケースと記さないケース及び買撲のみを記し祖額を記さないケースがみられる。なお県・鎮の字を補っているが、州軍の記載においても県・鎮の字が省略されているケースが少なくないので、県・鎮の判別をしなければならない。東京では旧額は「毎歳舊錢」と記すが、西京・南京・北京・諸州軍では単に「歳」とするのみである。省略されたものと思われる。

丙 南京。官造麴如東京之制。(舊在城)及某・某・・・・^① 某鎮九務。歳〇〇〇貫

丁 熙寧十年。(祖額)在城買麴〇〇〇貫〇〇〇文。寧陵県官監〇〇〇貫〇〇〇文。^① 諸県買撲〇〇〇貫〇〇〇文^②

①は北京記載により補う ②衍字

下線部分②の「買麴」は他の記載にみえず衍字であろう。また「諸県買撲」とするが、西京・北京・諸州軍は単に「買撲」とする。地方現場では買撲は県が行わせたので南京のこの記載が精確で、他は「諸県」を省略したものと思われる。

丙 (北京。官造麴如東京之制) 舊在城及某・某・某・・・・^① 某鎮二十七務。歳〇〇〇貫

丁 熙寧十年。祖額〇〇〇貫〇〇〇文。買撲〇〇〇貫〇〇〇文。

①は西京・南京記載により補う。

①は脱漏と思われる。先にあげた史料によれば北京も天聖以後は麴専売を行った。

丙 青州。舊在城（及）某・某・某・^①・某県・某・某・^①・某鎮・某十務
歳〇〇〇貫

丁 熙寧十年。祖額〇〇〇貫〇〇〇文。買撲〇〇〇貫〇〇〇文

①は他の州軍記載により補う

青州のこの記載形式が全国の州軍においてとられている最も一般的な形式である。四京には「官、麴を造り酒戸に買（＝売）る」、または「官、麴を造ること東京の制の如し」の文が入るが、州軍の酒務記載ではこの文が無い。全国の州県では酒の専売が行われたことによるものと思われる⁽⁵⁾。

次に記載形式において最も重要な問題は、酒・麴務統計は、旧酒麴務・旧酒麴銭額を示し、次に新酒麴銭額（熙寧十年祖額と買撲額）のみを示して新酒麴務を示さないことである。常識的には新酒麴務が示されていないのは旧酒麴務と新酒麴務は同じであるためと解釈すべきである。しかし次の二つのことからこの解釈は成立しない。

①旧務年代（景祐～慶暦前）から熙寧十年までに、州軍の置廢及び県が他州軍に割出されている場合は州軍・県に新旧の相違が生じる。

②県が降格または廢止され鎮・市・その他に変わるか、或は鎮・市・その他が県・鎮に昇格するケースにおいて県鎮に相違が生じる。

①②のケースは本論の各州軍の県変遷図に示している。したがって酒務統計は旧酒務＝新酒務であるので新酒務を省略したのではなく、新酒務を示すのは煩瑣で紙幅をとるため、新酒務の表記を省略したと思われる。

先に指摘しておいたように商税統計は新旧の商税務を併記するが、これは商税課税対象の特定商品を商う商業の盛衰即ち変動が大であったためであろう。酒麴は王朝の専売であるため、供給を一定に保つことができ、また酒消費人口も比較的安定していたものと思われるので、酒麴務地は新旧両時代で大きく相違しなかったのではなかろうか。

これらのことから本研究では旧酒務と新酒務はほぼ同じとする前提を置くことにしたい。なお旧酒務地の元豊までの残存率即ち存続率は路により相違するがほとんどの路の存続率が7～8割以上である。旧酒務地に比して存続地が20～30%少ない主な原因の一つは、大小を問わず草市を全く拾わない九域志の地名採録基準にあると思われる。

なお本研究では都市を問題にしているので、郭下県は州郭（在城）にあり州と同一都市内の県であるので郭下県務は酒務数に入れない。

(2) 記載順序

京・路の記載順序は京路記号表で示すA-Xの順序である。京は東京・西京・南京・北京の順で、記号ではA1-A4である。次に路はB京東東路からT利州路までの19路である。次に東京の旧務の記載順序は先に示したように「東京・開封十五県及鎮・その他」の順であり、他の3京は「某京及在城・県・鎮・その他」とする。B京東東路以下の各路の各州軍における旧務の記載順序は、「在城・県・鎮・その他」を基本とする。

州軍の酒務の記載順序は、在城（州庁が置かれた都市）、県（外県、州庁が置かれた県以外の州軍の属県）、鎮（鎮使が置かれ、郷村と区別された行政管区の町）、草市（鎮使が置かれない小さな町）、寨・堡・城・監・その他である。しかしこの記載順序が守られていない例も多見される。

(3) 路・州軍記号・出典

次に統計資料は4京・19路（精確には21路）の酒麴務・酒麴銭額の統計資料である。本研究では、比較・表記・その他の便宜に供するため、京・路にA・B-Tの記号を付している。また各路の州軍は路記号に番号を付して示す。例えば本稿で取り上げる京東東路の青州はB1、次の密州はB2である。なお路記号はゴ

チとする。本研究では京・路記号 A—X は商稅務・酒麴務・塩務分析に共通して用いる。これは路及び各路の州軍の記載順序が商稅統計・酒麴務統計・塩務統計の三統計で同じであるからである。

次に資料出典は、『元豐九域志』＝九域志、『宋史』地理志＝地理志、『宋會要輯稿』食貨，方域＝會要食貨，方域、『太平寰宇記』＝寰宇記、『續資治通鑑長編』＝長編と略記する。

(4) 表

本研究では表の簡潔を期して表専用の用語を多く用いる。最初に以下の用語に目を通しておかなければ本研究の理解は期しがたい。

1 酒統計 (4 京在城のみ麴統計)

酒醸造の最も重要な原料の一つが麴であり、唐・五代・宋では専売され、また酒も専売され、両者を合せて一般に榷酤と呼ばれた。麴専売は四京在城のみであるので、以下では酒販売の錢を酒錢、酒錢の額を錢額又は酒額・課額と呼ぶことにする。酒を売る機関を酒務、務、場、場務と呼ぶことにする。熙寧前の旧酒額を旧額、熙寧10年の酒額を熙寧額、新額と呼ぶ。

「酒麴雜錄」を移録した表を酒統計と呼び、同統計の酒務名(地名)に○・□・△を付す。○は旧商稅務(景祐2年—慶曆前)が置かれた地、□は新商稅務(熙寧10年)が置かれた地、△は地理表(『元豐九域志』)にみえる元豐の県鎮・その他の地名であることを意味する。単純な誤字・脱字などは酒統計の欄外注で示し、考察を要するものは本文で考察する。酒統計には旧酒務のみが示され、新酒務は示されていないので、以下では旧酒務を単に酒務と呼ぶ。

2 銭額表

在城（州軍）・県務数・鎮市務数（鎮務及び草市・その他の場務の数）、旧銭額（旧額）・新銭額（新額＝官売額＋買撲額）、その新旧の差額及び旧額に対する新額の増加率、また官売額比率（新額に占める官売額の比率）・買撲額比率（新額に占める買撲額の率）をまとめた表である。なお官売額は官営の酒務の販売額であり、買撲額は百姓請負制の郷村酒務の納銭額である。なお絲・絹・布・銀・その他等の額が記されている州軍では欄外にその額を記す。

3 県変遷図・地理表

太平興国～元豊間の州軍・県の置廃・移管を記した図で、旧酒麴の場務年代を推定するために必要な図である。場務年代が不明の州軍の図においては一般的な年代である景祐～慶暦前に場務年代を設定している。また場務年代推定に供するため州軍により鎮置廃図を示す。県変遷図を変遷図または単に図と略記する場合もある。なお図中の○は商稅務設置、×は商稅務不置を示す。

次に地理表は九域志の記述にもとづいて作成した表である。県の地理的位置及び水系・郷鎮・堡寨・その他、及び州軍の主客戸・土貢を示している。また寰宇記が記す物産を示した。都市・町の地理的・経済的環境を理解把握するための基礎資料を整理してまとめた表である。

4 酒務表（4京在城のみ麴務）

各州軍の外県（州庁が置かれた郭下県以外の県）、置務県（酒務設置の外県）、置務率（置務県数÷外県数）、鎮市務（鎮及び鎮以外の草市・その他に置かれた酒務の総称）、鎮市務率（各州軍の全酒務数に占める鎮市務数の比率）、州県務（州軍の郭内酒務＝在城務及び外県の酒務）、州県務率（各州軍の全酒務数に占める州県務の比率）、併設地（旧商稅務・旧酒務が併設された地）、併設率（併設地が全酒務数に占める比率）、対旧商稅

務率（併設地数が旧商税務地数に占める比率），新税務地（旧酒務が置かれていた地で新商税務が置かれた地），新務地率（新税務地数が全酒務数に占める比率），対新商税務率（新税務地数が新商税務数に占める比率），存続地（旧酒務地が元豊時代まで存続し，地理表に州県鎮・その他としてみえる地），存続率（存続地数が全酒務地数に占める比率），旧商税務（景祐2年～慶暦前の税務），新商税務（熙寧10年の税務）を示す。酒務が置かれた地で旧商税務，新商税務が置かれず，さらに地理表にもみえない地を不明地と呼び，この不明地と不明地率（不明地数÷各州軍全酒務数×100）を示す。

なお酒務地で鎮と草市との区別がつかないケースがあるので，鎮・草市・その他の総称として鎮市・鎮市務の語を用いる。酒務は州県務と鎮市務に分けて表記することにしたい。先に述べたが州県を本研究では行政都市，酒務・商税務の併設または酒務・塩務の併設，商税務・塩務の併設が行われている鎮市を小都市（やや大きな町）とし，酒務もしくは塩務のいずれかが置かれた鎮市を町と呼ぶことにする。

注

- (1) 『宋史』食貨下七。
- (2) 『宋史』食貨下七・建隆三年。
- (3) 『宋史』食貨下七。
- (4) 会要食貨54-3に，「天聖三年八月三司言。京東轉運司言。轄下諸州軍鄉村酒務戸數不少。中略。欲乞自今鄉村酒務年滿有人添錢承買勾當。云々。」とみえ，鄉村に酒務があり買撲（承買）されていた。なおこれは京東路の例であるが，次の文では「逐路」の語が用いられているので全国的に鄉村酒務があった。後文に「省司今相度。欲下逐路轉運司據州軍県鎮鄉村・道店并自來人戸承買撲去處。云々。」とみえる。
- (5) 『宋史』食貨下七に「酒。宋榷酤之法。諸州城内皆置務釀酒。云々。」とみえ，また後文に「初，酒場歲課不登。州県多責衙前。云々。」とみえ，州県に酒場・酒務が置かれ，酒の専売を行っていた。

四京・京東東路，永興軍路，秦鳳路の拙稿では，麴務と酒務の区別を行っていない。4京在城が麴専売，他の州軍は酒専売であるので，酒務・麴務の区別を明確にすべきである。三拙稿の誤りを訂正しておきたい。

J 河東路

1 太原府

(1) 酒統計

太原府の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

河東路

太原府 J1

舊。在城及徐溝・平晉・祁・文水・清源・太谷・壽陽・孟・
交城県・百井寨・團柏十二務

①原文、祈

歳	122,085貫
熙寧十年祖額	109,334貫208文
買撲	14,230貫315文
計	123,564貫523文

旧額112,085貫，新額（官売+買撲）123,564貫（文は計算せず）で，両額の差額は1,479貫，増加率1%になる。官売額109,334貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は88%，買撲額14,230貫が占める比率である買撲率は12%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

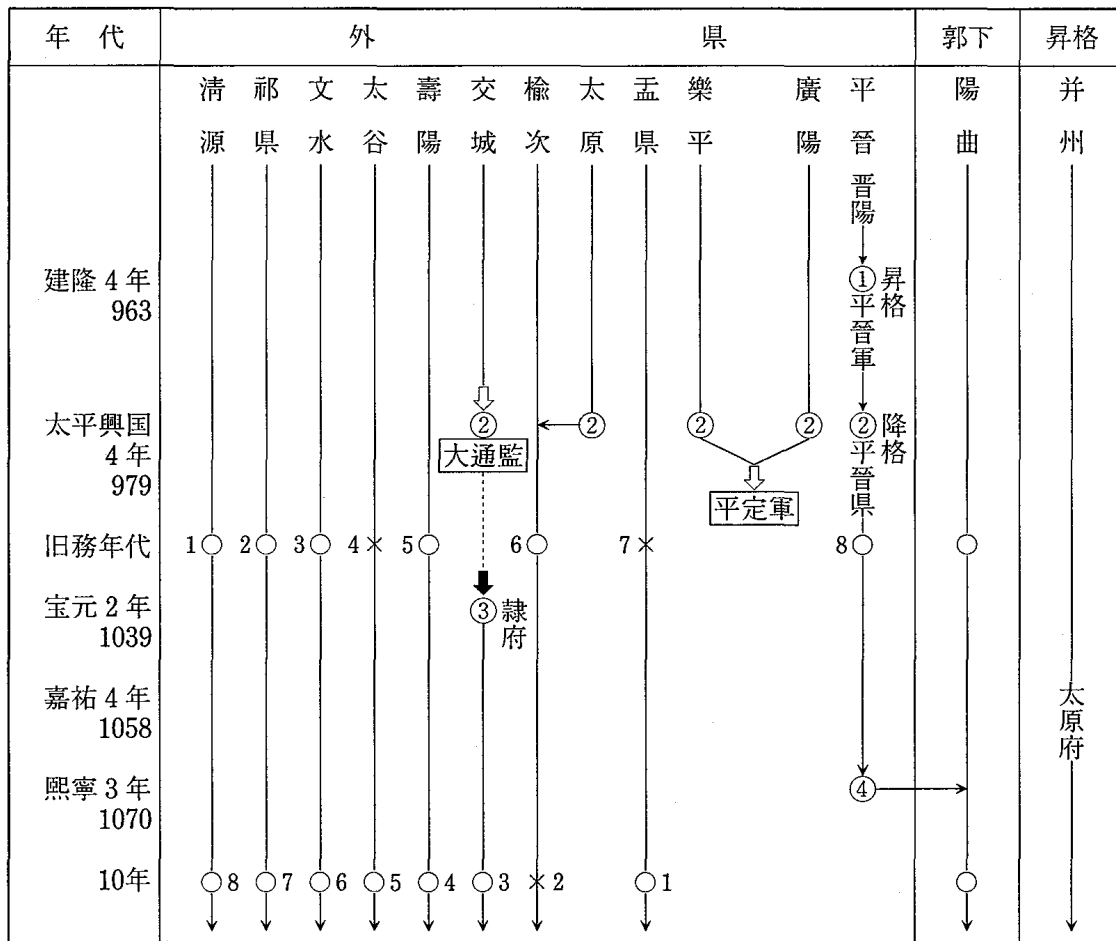
J1 太原府 銭額表

旧額	122,085貫	
新額	官売	109,334貫
	買撲	14,230貫
	計	123,564貫
新旧差額	1,479貫	
増額率	1%	
官売率	88%	
買撲率	12%	

(2) 酒務表

寰宇記40・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県9・鎮市3を記す。それらのうち交城県は図によれば宝元2年に大通監から割入しているので，旧務年代は同年以降である。旧商税務には

J1 太原府 格次府 県変遷図



↓：存続， ↓↓：割入， ↓↑：割出， ⇄：併入， ①～④：資料番号， ○：商稅務あり
×：商稅務なし

交城県を郭下とする大通監がみえるので旧商稅務年代は宝元2年前であり，旧酒務年代と相違するので，留意しておきたい。なお酒務統計の「在城」の後・「平晉」の前に置かれている徐溝は記載順序からいえば県になるのであるが，県ではなく鎮である（県変遷図・地理表）。

図によれば熙寧10年前の旧外県9，県酒務7であるので，県置務率は $(7 \div 9)$ は78%になる。州県務（在城+県務8）は9務である。酒務地12処に占める州県務の比率である州県務率 $(9 \div 12)$ は，75%になる。鎮市務は3務で鎮市務率 $(3 \div 12)$ は，25%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²平晉・³祁・⁴文水・⁵清源・⁶壽陽県（州県務6）

及び百井・團柏鎮（鎮市務⁷ 2）の計8処が酒務・旧商稅務の併設地である。酒務地12処に占める併設地の比率である併設率（8÷12）は、67%になる。旧商稅務9処²⁾に占める併設地の比率である対旧商稅務率（8÷9）は、89%になる。

次に酒務地に新商稅務が設置された地である新稅務地は、酒統計に□印を付した上の1・3～5の地、太谷・孟⁹・交城¹⁰・交城¹¹（州縣務8）、及び6・7の地、徐溝¹²（鎮市務3）の計11処である。酒務地12処に対する新稅務地の比率である新稅務地率（11÷12）は、92%になる。新商稅務12処に対する新稅務地³⁾の比率である対新商稅務率（11÷12）は、92%になる。なお平晉県は熙寧3年に陽曲県に併入されたが、商稅新稅務表・地理表にみえないので、鎮でもなかった。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1・3～5・8～11の地（州縣務8）、及び6・7・12（鎮市務3）で計11処である。酒務地12処に占める存続地の比率である存続率（11÷12）は、92%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表にみえない不明地はなく不明地率は0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J1 太原府 格次府 地理表（主戸78,566 客戸27,572 計106,138 貢 銅鑑, 甘草, 人參, 礬石）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計13
次赤 陽曲	郭下	8	0	0	寨 2	百井, 陽興寨	汾水, 晉水	2
次畿 太谷	南 100	3	0	0	0		蔣水	1
次畿 榆次	東南 70	14	0	0	0		涂水	1
次畿 壽陽	東 180	4	0	0	0		洞過水	1
次畿 孟県	東北 200	4	0	0	0		滹沱水	1
次畿 交城	西南 100	4	0	0	0		汾水, 文水	2
次畿 文水	西南 140	7	0	0	0		汾水, 文水	2
次畿 祁県	南 110	5	1	20	0	團柏鎮	太谷水	1
次畿 清源	西南 70	6	1	16	0	徐溝鎮	清源水, 汾水	2
計 9		55	2	3	2			
大通監	西南 100	0	0	0	0	土 産 梨, 馬鞍, 甘草, 龍骨, 人參, 柏實人, 特生石, 礬石, 礬石, 葡萄, 鐵鏡, 黃石鉞		12種
永利監	東南 22	0	0	0	0			

J1 太原府 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存
9	7	78	9	75	3	25	12	8	67	9	89	11	92	12	92	11	92	
併 設 地	州 県	1 在城・2 平晉・3 祁・4 文水・5 清源・6 壽陽														6 処		
計 8	鎮 市	7 百井寨・8 團柏														2 処		
新 稅 務 地	州 県	1・3～6 の地, 9 太谷・10 孟・11 交城														8 処		
計 11	鎮 市	6・7 の地, 12 徐溝														3 処		
存 続 地	州 県	1・3～5・8～11 の地														8 処		
計 11	鎮 市	6・7・12 の地														3 処		
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %				

注 平晉県, 熙寧3年降格, 地理表にみえず 太谷・孟・交城, 旧務年代は酒務のみ

注

- (1) 県変遷図の作成史料は拙著『北宋の商業活動』(久留米大学経済学会, 2005年), 273頁参照。
- (2) (1)の書272頁に掲載。
- (3) (1)の書272頁に掲載。
- (4) (1)の書274頁の地理表を移録。

2 潞州

(1) 酒統計

潞州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

潞州 J2

舊。在城及^{○□△}上黨・^{○△}壺關・^{○△}長子・^{○□△}屯留・^{□△}潞城・^{○□△}襄垣・^{○□△}黎城・

①上黨は郭下県。酒務数に入れず

^{○□△}① 涉県・^{○□△}故県十務

歳

17,051貫

熙寧十年祖額 46,352貫969文
買撲 8,901貫504文

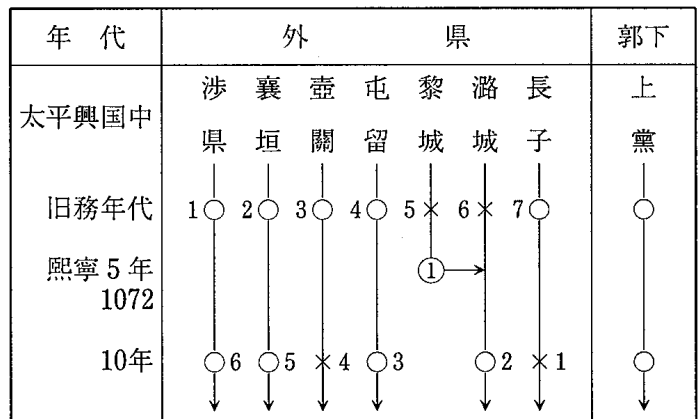
旧額17,051貫，新額（官売+買撲）55,253貫（文は計算せず）で，両額の差額は38,202貫，増加率224%になる。官売額46,352貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は84%，買撲額8,901貫が占める比率である買撲率は16%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

旧 額	17,051 貫	
新 額	官売	46,352 貫
	買撲	8,901 貫
	計	55,253 貫
新旧差額	38,202 貫	
増 額 率	224 %	
官 売 率	84 %	
買 撲 率	16 %	

(2) 酒務表

寰宇記45・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県7・鎮市2を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J2 潞州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県7，県酒務7であるので，県置務率は $(7 \div 7)$ は100%になる。州県務（在城+7県務）は8務である。酒務地9処に占める州県務の比率である州県務率 $(8 \div 9)$ は，89%になる。鎮市務は1務（故県）で鎮市務率 $(1 \div 9)$ は，11%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²壺關・³長子・⁴屯留・⁵襄垣・⁶涉県（州県務6）の計6処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地9処に占める併設地の比率である併設率 $(6 \div 9)$ は，67%になる。旧商税務6処⁽²⁾に占める併設地の比率であ

る対旧商稅務率 (6÷6) は、100%になる。なお潞城・黎城は旧務年代では酒務のみが置かれ商稅務は置かれていなかった。

次に酒務地に新商稅務が設置された地である新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1・4～6の地、及び潞城⁷(州縣務5)の計5処である。酒務地9処に対する新稅務地の比率である新務地率(5÷9)は、56%になる。新商稅務7処⁽³⁾に対する新稅務地の比率である対新商稅務率(5÷7)は、71%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1～7の地(州縣務7)の計7処である。酒務地9処に占める存続地の比率である存続率(7÷9)は、78%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表にみえない不明地は黎城⁸・故⁹縣務で、不明地が酒務地9処に占める比率である不明率(2÷9)は、22%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。なお黎城縣は變遷図によれば熙寧5年に潞城に併入され地理表にもみえない。また故縣は草市のため地理表にみえないものと思われる。

J2 潞州 格大都督府 地理表 (主戸39,378 客戸13,167 計52,545 貢 人參, 蜜, 墨)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計9
望 上黨	郭板	4 1	25	0	上黨鎮	漳水	1
上 屯留	西北 47	2 0	0	0		絳水	1
上 襄垣	西北 80	3 1	33	0	穢亭鎮	涅水・漳水	2
上 潞城	東北 40	4 0	0	0		潞水・漳水	2
中 壺關	東 25	3 0	0	0		赤壤川	1
中 長子	西南 45	4 0	0	0		堯水	1
中下 涉県	東北 158	4 0	0	0		涉水	1
計 7		24 2	8	0	土産 石蜜, 人蓂, 墨, 柴草, 麻, 布		6種

J2 潞州

酒 務 表

外 県	置 務 率	州 県 務	鎮 市 務	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率			
7	7	100	8	89	1	11	9	6	67	6	100	5	56	7	71	7	78
併設地		州県	¹ 在城・ ² 壺關・ ³ 長子・ ⁴ 屯留・ ⁵ 襄垣・ ⁶ 涉県											6 処			
計 6		鎮市												0 処			
新稅務地		州県	1・4～6の地, ⁷ 潞城											5 処			
計 5		鎮市												0 処			
存続地		州県	1～7の地											7 処			
計 7		鎮市												0 処			
不明地		州県	⁸ 黎城・ ⁹ 故県											2 処	不明率	22 %	

注1. 上黨, 郭下, 酒務数に入れず, 上表に不記 2. 潞城・黎城, 旧務年代は酒務のみ
3. 黎城, 熙寧5年に潞城に併入, 地理表にみえず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 275頁参照。
- (2) (1)の書275頁に掲載。
- (3) (1)の書275頁に掲載。
- (4) (1)の書276頁の地理表を移録。

3 晉州

(1) 酒統計

晉州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

晉州 J3

舊。在城及襄陵・^{□△}礬山・^{□△}和川・^{□△}洪洞・^{□△}神山・^{□△}汾西・^{□△}臨汾・^{□△}霍邑・^{□△}趙城・^{□△}岳陽県・^{□△}冀氏十二務

①臨汾は郭下県。酒務数に入れず

歳 61,316貫
熙寧十年祖額 65,440貫567文

買撲

10,136貫140文

旧額61,316貫，新額（官売+買撲）75,576貫（文は計算せず）で，両額の差額は14,260貫，増加率23%になる。官売額65,440貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は87%，買撲額75,576貫が占める比率である買撲率は13%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

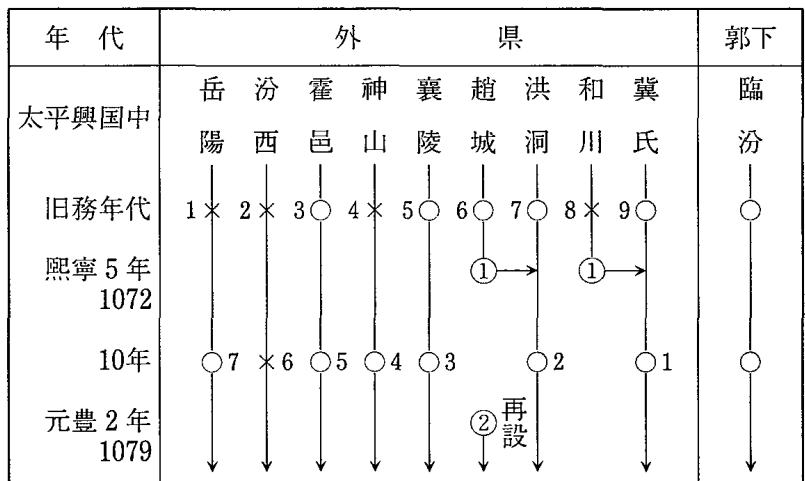
J3 晋州 銭 額 表

旧 額	61,316 貫	
新 額	官売	65,440 貫
	買撲	10,136 貫
	計	75,576 貫
新旧差額	14,260 貫	
増 額 率	23 %	
官 売 率	87 %	
買 撲 率	13 %	

(2) 酒務表

寰宇記43・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県9・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J3 晋州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県9，県酒務9であるので，県置務率は(9÷9)は100%になる。州県務（在城+県務9）は10務である。酒務地11処に占める州県務の比率である州県務率(10÷11)は，91%になる。州県務10であるので鎮市務は1務で，鎮市務率(1÷11)は，18%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²襄陵・³洪同・⁴趙城・⁵霍邑・⁶冀氏などの州県務5処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地11処に占める併設地の比率である

併設率 (6÷11) は、55%になる。旧商稅務7 処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商稅務率 (6÷7) は、86%になる。

次に酒務地に新商稅務が設置された地である新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1～3・5・6の地、⁷神山・⁸岳陽の地(州縣務7)、及び⁴趙城・⁹礬山・¹⁰和川(鎮市務3)の計10処である。酒務地11処に対する新稅務地の比率である新務地率 (10÷11) は、91%になる。新商稅務10処⁽³⁾に対する新稅務地の比率である対新商稅務率 (10÷10) は、100%になる。なお趙城・和川は旧務年代では県であるが、熙寧5年に鎮に降格された。ただし趙城は元豐2年に昇格して県となった。

次に酒務地で元豐まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1～10の地、及び¹¹汾西・臨汾であるが、臨汾は郭下県で酒務数に入れないので計11処である。酒務地11処に占める存続地の比率である存続率 (11÷11) は、100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表にみえない不明地はなく不明率0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J3 晉州 格望 地理表 (主戸77,486 客戸4,598 計82,084 貢 蜜, 蠟燭)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計13
望 臨汾	郭下	5	1	20	0	礬山鎮	平水, 汾水	2
緊 洪洞	北	55	4	0	0		汾水	1
緊 襄陵	西南	30	4	1	25	官水鎮0	汾水, 潞水	2
上 神山	東	75	2	0	0		潞水	1
上 趙城	北	85	3	0	0		汾水, 霍水	2
中 汾西	西北	165	2	0	0		汾水	1
中 霍邑	北	135	3	0	0		汾水, 猗水	2
中 冀氏	東	280	2	1	50	和川鎮	沁水	1
中下 岳陽	東北	95	3	0	0		通軍水	1
計 9		28	3	10	0	土産 蠟燭, 蜜蠟, 葡萄, 紅豆, 柴草, 紫參, 賦麻, 布		8種
煉礬務 城南	礬山務	州西北70里			2			

J3 晉州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	对 稅 舊 商 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	对 稅 新 商 率	存 続 地	存 続 率
9	9	100	9	82	2	18	11	6	55	7	86	10	91	10	100	11	100
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 襄陵・ ³ 洪同・ ⁴ 趙城・ ⁵ 霍邑・ ⁶ 冀氏													6 処	
計 6		鎮 市														0 処	
新 稅 務 地		州 県	1～3・5・6の地, ⁷ 神山・ ⁸ 岳陽													7 処	
計 10		鎮 市	4の地・ ⁹ 礬山・ ¹⁰ 和川													3 処	
存 続 地		州 県	1～8の地, ¹¹ 汾西													9 処	
計 11		鎮 市	9・10													2 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注1. 臨汾, 郭下, 酒務数に入れず, 上表に不記 2. 趙城・和川, 旧務年代は県, 新務年代は鎮
3. 趙城, 元豊に県再設

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 277頁参照。
- (2) (1)の書276頁に掲載。
- (3) (1)の書277頁に掲載。
- (4) (1)の書278頁の地理表を移録。

4 府州

(1) 酒統計

府州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

府州 J4

舊。在城一務

歳

26,552貫

熙寧十年祖額・買撲

2,347貫600文

①この記載形式は例外

①

旧額26,552貫，新額（官売＋買撲）2,347貫（文は計算せず）で，両額の差額は－24,205貫，増加率－91％になる。官売額・買撲額は不明である。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

(2) 酒務表

寰宇記38・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが，その酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0，県酒務0である。州県務は1務である。酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は，100％になる。なお鎮市務は0で，鎮市務率はない。

次に酒統計に○印を付した¹在城が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地1処に占める併設地の比率である併設率（1÷1）は，100％になる。旧商税務1処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（1÷1）は，100％になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1の地（州県務1）のみである。酒務地1処に対する新税務地の比率である新務地率（1÷1）は，100％になる。新商税務2処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（1÷2）は，50％になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は，酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1の地のみで1処である。酒務地1処に占める存続地の比率である存続率（1÷1）は，100％になる。なお旧商税務・新商税

J4 府州 銭 額 表

旧 額	26,552 貫	
新 額	官売	? 貫
	買撲	? 貫
	計	2,347 貫
新旧差額	-24,205 貫	
増 額 率	-91 %	
官 売 率	- %	
買 撲 率	- %	

J4 府州 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
太平興國中	ナ シ	府 谷
旧務年代		○
熙寧10年 1077		○ ↓

務・地理表にみえない不明地はなく、不明率は0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J4 府州 格中 地理表 (主戸1,262 客戸78 計1,340 貢 甘草)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
下 府谷	郭下	1	0	0	寨 3 堡 4	安豊・寧府・百勝寨 河濱・斥候・靖化 ⁽¹⁾ ・西安堡	黄河	1
計 1		1	0	0	7	土産 羊, 馬		2種

注(1) 広記18, 靖化。地理志 2, 靖化。

J4 府州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存 県 務 務 県 県 市 市 務 設 設 商 税 税 新 新 新 对 税 続 続 0 0 一 1 100 0 0 1 1 100 1 100 1 100 2 50 1 100	併 設 地	州 県	在 城	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県
併 設 地	州 県	在 城		併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県	併 設 地	州 県
計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市		
新 税 務 地	州 県	1 の 地		新 税 務 地	州 県	1 の 地		新 税 務 地	州 県	1 の 地		新 税 務 地	州 県	1 の 地		新 税 務 地	州 県	1 の 地	
計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市		
存 続 地	州 県	1 の 地		存 続 地	州 県	1 の 地		存 続 地	州 県	1 の 地		存 続 地	州 県	1 の 地		存 続 地	州 県	1 の 地	
計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市			計 1	鎮 市		
不 明 地				不 明 地				不 明 地				不 明 地				不 明 地			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 279頁参照。
- (2) (1)の書278頁に掲載。
- (3) (1)の書279頁に掲載。
- (4) (1)の書280頁の地理表を移録。

5 麟州

(1) 酒統計

麟州の新額は次の如くである。

麟州 J5

○□△
舊。在城一務 無額

① 熙寧十年無祖額

買撲 2,186貫

①原文不記，意を以て補う

旧額は無額であり，祖額はなく，買撲額は2,186である。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J5 麟州 銭 額 表

旧 額	無額	
新 額	官売	無額
	買撲	2,186 貫
	計	— 貫
新旧差額	— 貫	
増 額 率	— %	
官 売 率	— %	
買 撲 率	— %	

(2) 酒務表

寰宇記38・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが，旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J5 麟州 県変遷図

年 代	外 県	郭下
太平興國中	銀 連 城 谷	新 秦
旧務年代	1× 2×	○
熙寧10年 1077	×2 ×1	○

図によれば熙寧10年前では無額であるが，酒務は在城の1務であろう。次に酒統計に○印を付した在城のみが併設地で，併設地の比率である併設率(1÷1)は，100%になる。旧商税務1処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(1÷1)は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付し

た上記の1の地である。酒務地1処に対する新税務地の比率である新務地率(1÷1)は、100%になる。新商税務2処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率(1÷2)は、50%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1処である。酒務地1処に占める存続地の比率である存続率(1÷1)は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明地率0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J5 麟州 郭下 地理表 (主戸3,790 客戸196 計3,986 貢 柴胡)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計3
上 新秦	郭下	0	0	0	寨 2 堡 2	神堂・静羌寨 惠寧・鎮川堡	免毛川	1
中 銀城	南 80	0	0	0	寨 3 堡 4 塞 1	銀城・神木・建寧寨 肅定・神木・通津・關干堡 五原寨	屈野川	1
下 連谷	北 10	0	0	0	堡 1	橫陽堡	屈野川	1
計 3		0	0	0	13	土産 不記		

J5 麟州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 税 新 新 新 対 税 存 存
2	0	0	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地	州 県	1 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，280頁参照。
- (2) (1)の書280頁に掲載。
- (3) (1)の書280頁に掲載。
- (4) (1)の書281の地理表を移録。

6 絳州

(1) 酒統計

絳州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

絳州 J6	
舊。在城・垣曲・曲沃・翼城・稷山・太平・絳 ^① ・澤掌八務	①原文，州。地理表・絳県
歳	58,645貫
熙寧十年祖額	62,308貫663文
買撲	3,366貫427文

旧額58,645貫，新額（官売+買撲）65,674貫（文は計算せず）で，両額の差額は7,023貫，増加率12%になる。官売額62,308貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額3,366貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J6 絳州 銭 額 表

旧 額	58,645 貫	
新 額	官売	62,308 貫
	買撲	3,366 貫
	計	65,674 貫
新旧差額	7,023 貫	
増 額 率	12 %	
官 売 率	95 %	
買 撲 率	5 %	

(2) 酒務表

寰宇記47・九域志4・地理志2により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務

年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県6，県酒務6であるので，県置務率は $(6 \div 6)$ は100%になる。州県務（在城+6県務）は7務である。

酒務地8処に占める州県務の比率

である州県務率 $(7 \div 8)$ は，88%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率 $(1 \div 8)$ は，13%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²垣曲・³曲沃・⁴稷山・⁵太平県（州県務5）の計5処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地8処に占める併設地の比率である併設率 $(5 \div 8)$ は，63%になる。旧商税務6処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(5 \div 6)$ は，83%になる。なお翼城・絳県は旧務年代では酒務のみが置かれ商税務は置かれなかった。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～5地，及び⁶翼城・⁷絳県の計7処である。酒務地8処に対する新税務地の比率である新務地率 $(7 \div 8)$ は，88%になる。新商税務9処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(7 \div 9)$ は，78%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は，酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1～7の地で7処である。酒務地8処に占める存続地の比率である存続率 $(7 \div 8)$ は，86%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地は澤掌の1務で，不明率 $(1 \div 8)$ は，13%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J6 絳州 県変遷図

年 代	外 県						郭下
太平興國中	垣	絳	翼	稷	太	曲	正
	曲	県	城	山	平	沃	平
旧務年代	1○	2×	3×	4○	5○	6○	○
熙寧5年 1072				①			
				慈州 郷寧県			
10年	○6	○5	○4	○3	○2	○1	○

J6 絳州 格雄 地理表 (主戸55,522 客戸6,535 計62,057 貢 防風, 蠟燭, 墨)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計13
望 正平	郭下	4	0	0	0		汾水, 澮水, 鼓水	3
望 曲沃	東 45	5	0	0	場 1	買金場	絳水, 汾水, 澮水	3
望 太平	北 45	5	0	0	0		汾水	1
上 翼城	東北 100	6	0	0	0		澮水, 紫水	2
中 稷山	西 45	6	1	16	0	郷寧鎮	汾水	1
中 絳県	東南 75	4	0	0	0		絳水	1
下 垣曲	東南 215	2	0	0	監 1	銅錢監	黄河, 清水	2
計 7		32	1	3	2	土産	墨 ¹⁾ 黎, 蠟燭, 防風, 交 ²⁾ 授紗穀子, 梁米, 質布, 胡桃, 羊, 馬, 乾棗 (宋版)	10種

注 (1)文海版, 梨墨 (2)文海版, 夾

J6 絳州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
6	6	100	7	88	1	13	8	5	63	6	83	7	88	9	78	7	86
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 垣曲・ ³ 曲沃・ ⁴ 稷山・ ⁵ 太平														5 処	
計 5	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 ~ 5 の地, ⁶ 翼城・ ⁷ 絳県														7 処	
計 7	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 ~ 7 の地														7 処	
計 7	鎮 市															0 処	
不 明 地	澤 掌 ⁸													1 処	不明率	13 %	

注 翼城・絳県, 旧務年代は酒務のみ

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 282頁参照。
- (2) (1)の書281頁に掲載。
- (3) (1)の書281頁に掲載。
- (4) (1)の書283頁の地理表を移録。

7 代州

(1) 酒統計

代州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

代州 J7	
舊	在城・寶興・崞・繁時・雁門寨・興善鎮・義興冶七務
歳	① 19,433貫
熙寧十年祖額	45,682貫671文
買撲	3,956貫004文

①原文，県。本文及び地理表参照

旧額19,433貫，新額（官売+買撲）49,638貫（文は計算せず）で，両額の差額は30,205貫，増加率155%になる。官売額45,682貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額3,956貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J7 代州 銭 額 表

旧 額	19,433 貫	
新 額	官売	45,682 貫
	買撲	3,956 貫
	計	49,638 貫
新旧差額	30,205 貫	
増 額 率	155 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

寰宇記49・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県2・鎮市4を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。なお雁門は郭下・寨の名称である。郭下県に州酒務と郭下県酒務とが置かれる州治複額制がとられるのは稀れであるので，酒務表の雁門は寨であろう。

J7 代州 県変遷図

年 代	外 県				郭下
	繁時	唐林	崞 県	五 臺	雁 門
太平興國中					
景德2年 1005		①			
旧務年代	1○		2○	3○	○
熙寧10年 1077	○3		○2	○1	○

図によれば熙寧10年前の旧外県 3, 県酒務 2 であるので, 県置務率は (2÷3) は67%になる。州県務 (在城+2 県務) は 3 務である。酒務地 7 処に占める州県務の比率である州県務率 (3÷7) は, 43%になる。鎮市務は 3 務で, 鎮市務率 (4÷7) は, 57%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²嶧・³繁峙 (州県務 3) 及び⁴寶興・⁵雁門寨・⁶義興冶 (鎮市務 3) の計 6 処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地 7 処に占める併設地の比率である併設率 (6÷7) は, 86%になる。旧商税務19処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 (6÷19) は, 32%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は, 酒統計に□印を付した上記の 1～3 の地 (州県務 3), 及び 4～6 の地・興善鎮 (鎮市務 4) の計 7 処である。酒務地 7 処に対する新税務地の比率である新務地率 (7÷7) は, 100%になる。新商税務20処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (7÷20) は, 35%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は, 酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の 1～3 の地及び 4～7 の地で計 7 処である。酒務地 7 処に占める存続地の比率である存続率 (7÷7) は100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明率は 0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J7 代州 格上 地理表 (主戸18,779 客戸11,125 計29,904 貢 青, 碌, 麩)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計5	
中下	雁門	郭下	5	0	0	寨 3	胡谷・雁門・西陞寨	滹沱水	1
中	嶧	西南 50	8	0	0	寨 4	樓板・陽武・石硤・土燈寨	滹沱水, 沙河	2
中下	五臺	東南 120	3	2	66	0	興善・石髻鎮	慮虜水	1
下	繁峙	東 60	3	0	0	寨 7	茹越・大石・義興冶・寶興軍・麻谷・瓶形・梅廻寨	滹沱水	1
計	4		19	2	10	14	土産 麩香, 豹尾, 鷓鴣, 賦麻, 布, 青, 碌彩		7種

J7 代州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
3	2	67	3	43	4	57	7	6	86	19	32	7	100	20	35	7	100
併設地		州県	¹ 在城・ ² 崞・ ³ 繁峙													3 処	
計 6		鎮市	⁴ 寶興・ ⁵ 雁門寨・ ⁶ 義興冶													3 処	
新稅務地		州県	1～3の地													3 処	
計 7		鎮市	4～6の地・ ⁷ 興善鎮													4 処	
存続地		州県	1～3の地													3 処	
計 7		鎮市	4～7の地													4 処	
不明地													0 処	不明率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、284頁参照。
- (2) (1)の書283～284頁に掲載。
- (3) (1)の書284頁に掲載。
- (4) (1)の書285頁の地理表を移録。

8 隰州

(1) 酒統計

隰州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

隰州 J8	
舊。在城及永和・大寧・石樓・温泉・蒲県・永和・上平關八務	
歳	51,121貫
熙寧十年祖額	40,480貫703文
買撲	4,433貫136文

旧額51,121貫，新額（官売+買撲）44,913貫（文は計算せず）で，両額の差額は-6,208貫，増加率-12%になる。官売額40,480貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額4,433貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

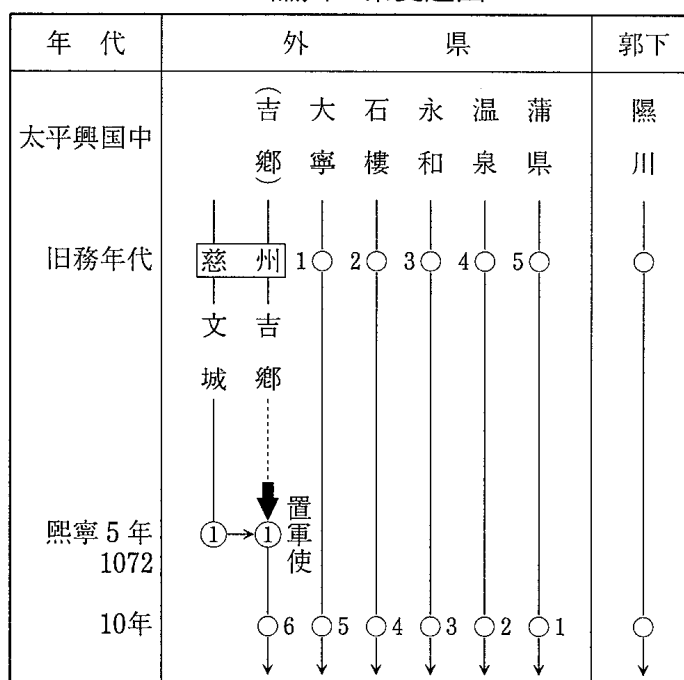
J8 隰州 銭 額 表

旧 額	51,121 貫	
新 額	官売	40,480 貫
	買撲	4,433 貫
	計	44,913 貫
新旧差額	-6,208 貫	
増 額 率	-12 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

(2) 酒務表

寰宇記48・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県5・鎮市2を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J8 隰州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県5，県酒務5であるので，県置務率は(5÷5)は100%になる。州県務(在城+5県務)は6務である。

酒務地8処に占める州県務の比率である州県務率(6÷8)は，75%になる。鎮市務は2務で，鎮市務率(2÷8)は，25%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²永和・³大寧・⁴石樓・⁵温泉・⁶蒲県(州県務6)及び⁷永和關・⁸上平關(鎮市務2)の計8処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地8処に占める併設地の比率である併設率(8÷8)は，100%になる。旧商税務9処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(8÷9)は，89%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～8の地計8処である。酒務地8処に占める新税務地の比率である新税務地率(8÷8)は、100%になる。新商税務11処⁽³⁾に対する新税務地7の比率である対新商税務率(8÷11)は、73%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1～8の地で計8処である。酒務地8処に占める存続地の比率である存続率(8÷8)は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明率は0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J8 隰州 格下 地理表 (主戸37,836 客戸1,121 計38,957 貢 蜜、蠟)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計11
上 隰川	郭下	4	0	0	0		蒲水	1
上 温泉	東北 180	4	0	0	務 1	緑礬務	温泉	1
中 蒲県	東南 95	3	0	0	0		横嶺水	1
中 大寧	西南 68	3	0	0	0		黄河, 日斤水	2
中 石樓	西北 80	3	0	0	関 2	上平・永寧關	黄河, 龍泉	2
中 永和	西 100	3	0	0	関 1	永和關	黄河, 仙芝水	2
中 吉郷	西南 160	6	1	16	0	文城镇	黄河, 蒲水	2
計 7		26	1	3	4	土産 蜜蠟, 胡女布, 龍鬚席, 燕莢		4種

J8 隰州

酒 務 表

外 県	置 務 率	州 県 務	鎮 市 務	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 率	存 続 地	存 続 率			
5	5	100	6	75	2	25	8	8	100	9	89	8	100	11	73	8	100
併設地		州県	¹ 在城・ ² 永和・ ³ 大寧・ ⁴ 石樓・ ⁵ 温泉・ ⁶ 蒲県											6 処			
計 8		鎮市	⁷ 永和關・ ⁸ 上平關											2 処			
新稅務地		州県	1～6の地											6 処			
計 8		鎮市	7・8の地											2 処			
存続地		州県	1～6の地											6 処			
計 8		鎮市	7・8の地											2 処			
不明地											0 処	不明率	0 %				

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、286頁参照。
- (2) (1)の書286頁に掲載。
- (3) (1)の書286頁に掲載。
- (4) (1)の書288頁の地理表を移録。

9 汾州

(1) 酒統計

汾州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

汾州 J9

舊。在城及平遙・介休県・洪山寺四務

①原文、遠。地理表参照

歲	64,880貫
熙寧十年祖額	59,812貫 210文
買撲	6,460貫 161文

旧額64,880貫，新額（官売+買撲）66,272貫（文は計算せず）で，両額の差額は1,392貫，増加率2%になる。官売額59,812貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額6,460貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

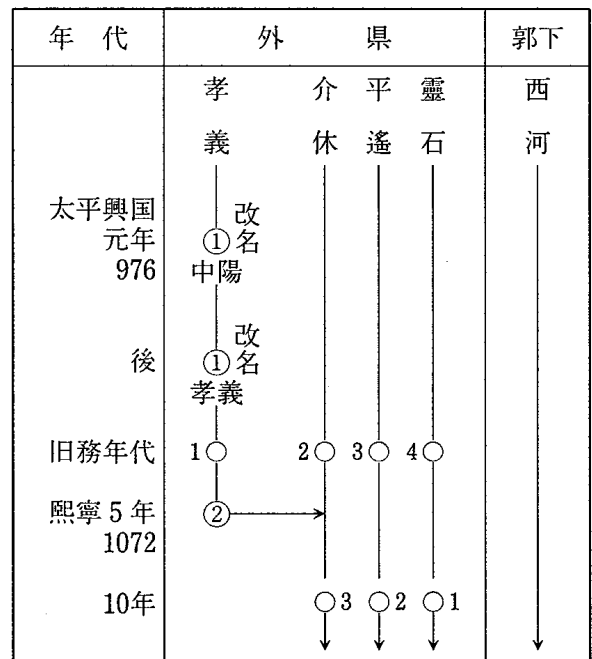
J9 汾州 銭 額 表

旧 額	64,880 貫	
新 額	官売	59,812 貫
	買撲	6,460 貫
	計	66,272 貫
新旧差額	1,392 貫	
増 額 率	2 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

(2) 酒務表

寰宇記41・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県2・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J9 汾州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県4，県酒務2であるので，県置務率は(2÷4)は50%になる。州県務（在城+2県務）は

3務である。酒務地4処に占める州県務の比率である州県務率(3÷4)は，75%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率(1÷4)は25%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²平遙・³介休（州県務3）の計3処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地4処に占める併設地3の比率である併設率は(3÷4)は，75%になる。旧商税務5処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(3÷5)は，60%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～3の地（州県務3），及び⁴洪山寺（鎮市務1）の計4処である。酒務地

4 処に対する新稅務地の比率である新務地率 (4÷4) は100%になる。新商稅務 7 処³⁾ に対する新稅務地の比率である対新商稅務率 (4÷7) は、57%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾ にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の 1～3 の地である。酒務地 4 処に占める存続地の比率である存続率 (3÷4) は、75%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表にみえない不明地はなく不明率は 0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J9 汾州 格望 地理表 (主戸41,655 客戸11,482 計53,137 貢 石膏, 席)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計5
望 西河	郭下	5	1	20	監 1	郭棚鎮, 永利西監	汾水, 文水	2
望 平遙	東 80	5	0	0	0		汾水	1
上 介休	東南 65	16	1	6	0	孝義鎮	汾水	1
中 靈石	南 120	8	0	0	0		靈泉	1
計 4		34	2	5	1	土産 龍鬚席, 石膏, 賦麻, 布		4種

J9 汾州 酒 務 表

外 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
4	2	50	3	75	1	25	4	3	75	5	60	4	100	7	57	3	75
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 平遙・ ³ 介休														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
新 稅 務 地	州 県	1～3 の地														3 処	
計 4	鎮 市	⁴ 洪山寺														1 処	
存 続 地	州 県	1～3 の地														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，289頁参照。
- (2) (1)の書288頁に掲載。
- (3) (1)の書288頁に掲載。
- (4) (1)の書290頁の地理表を移録。

10 忻州

(1) 酒統計

忻州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

忻州 J10	
舊。在城及忻口秦二務	
歳	30,217貫
熙寧十年祖額	19,496貫472文
買撲	2,272貫237文

旧額30,217貫，新額（官売＋買撲）21,768貫（文は計算せず）で，両額の差額は－8,449貫，増加率－28%になる。官売額19,496貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額2,272貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J10 忻州 銭額表

旧 額	30,217 貫	
新 額	官売	19,496 貫
	買撲	2,272 貫
	計	21,768 貫
新旧差額	－8,449 貫	
増 額 率	－28 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

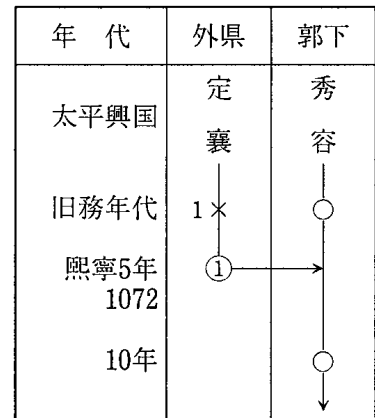
(2) 酒務表

寰宇記42・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城のみで旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景

祐～慶曆前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県 1, 県酒務 0 であるので, 県置務率は 0% になる。州県務 (在城) は 1 務である。酒務地 2 処に占める州県務の比率である州県務率 (1÷2) は, 50% になる。鎮市務は 1 務で, 鎮市務率 (1÷2) は, 50% になる。

J10 忻州 県変遷図



次に酒統計に○印を付した¹在城のみが酒務・旧商税務の併設地である。酒務地 2 処に占める併設地 1 処の比率である併設率 (1÷2) は, 50% になる。旧商税務 1 処²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 (1÷1) は, 100% になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は, 酒統計に□印を付した上記の 1 の地のみである。酒務地 2 処に対する新税務地の比率である新務地率 (1÷2) は, 50% になる。新商税務 1 処³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (1÷1) は, 100% になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は, 酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の 1 の地及び忻口 (鎮市務 1) で計 2 処である。酒務地 2 処に占める存続地の比率である存続率 (2÷2) は, 100% になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明率は 0% になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J10 忻州 格下 地理表 (主戸12,471 客戸4,751 計17,222 貢 麴香, 解玉沙)

格 県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計2
緊 秀容	郭下	21	0	0	寨 3 関 1	忻口・雲内・徒合寨 石嶺關	忻川水, 滹沱水	2
計 1		21	0	0	4 土産	豹尾, 扇, 賦麻, 布		4 種

J10 忻州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
1	0	0	1	50	1	50	2	1	50	1	100	1	50	1	100	2	100
併設地		州県	¹ 在城													1 処	
計		1	鎮市														0 処
新稅務地		州県	1の地													1 処	
計		1	鎮市														0 処
存続地		州県	1の地													1 処	
計		2	鎮市	² 忻口寨													1 処
不明地												0 処	不明率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、290頁参照。
- (2) (1)の書290頁に掲載。
- (3) (1)の書290頁に掲載。
- (4) (1)の書291頁の地理表を移録。

11 澤州

(1) 酒統計

澤州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

澤州 J11	
舊。在城及高平・沁水・陵川・陽城縣五務	
歲	25,174貫
熙寧十年祖額	29,495貫198文
買撲	5,156貫393文

旧額25,174貫，新額（官売+買撲）34,651貫（文は計算せず）で，両額の差額は9,447貫，増加率38%になる。官売額29,495貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は85%，買撲額5,156貫が占める比率である買撲率は15%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J11 澤州 銭 額 表

旧 額	25,174 貫	
新 額	官売	29,495 貫
	買撲	5,156 貫
	計	34,651 貫
新旧差額	9,477 貫	
増 額 率	38 %	
官 売 率	85 %	
買 撲 率	15 %	

(2) 酒務表

宋本寰宇記44・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県4を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J11 澤州 県変遷図

年 代	外 県					郭下
	沁 水	陵 川	端 氏	陽 城	高 平	
太平興國中						晉 城
旧務年代	1○	2×	3×	4○	5○	○
熙寧10年 1077	○5	×4	○3	○2	○1	○

図によれば熙寧10年前の旧外県5，県酒務4であるので，県置務率は $(4 \div 5)$ は80%になる。州県務（在城+4県務）は5務である。酒務地5処に占める州県務の比率である州県務率 $(5 \div 5)$ は，100%になる。鎮市務は無いので鎮市務率は0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²高平・³沁水・⁴陽城県（州県務4）の計4処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地5処に占める併設地の比率である併設率 $(4 \div 5)$ は，80%になる。旧商税務4処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(4 \div 4)$ は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～4の地（州県務4）の計4処である。酒務地5処に対する新税務地の比率である新務地率 $(4 \div 5)$ は，80%になる。新商税務5処⁽³⁾に対する新税務

地の比率である対新商稅務率 (4÷5) は, 80%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は, 酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1~4の地及び⁵陵川(州縣務5)で計5処である。酒務地5処に占める存続地の比率である存続率(5÷5)は100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表にみえない不明地はなく不明率は0%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J11 澤州 格上 地理表 (主戸38,991 客戸12,708 計51,699 貢 白石英, 人參, 禹餘糧)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計6
緊 晉城	郭下	4	1	25	0	星輜鎮	丹水	1
上 高平	東北 65	4	0	0	0		丹水	1
上 陽城	西 80	2	0	0	0		濩澤	1
中 端氏	西北 87	2	0	0	0		沁水	1
中 陵川	東北 105	4	0	0	0		九仙水	1
中下 沁水	西北 200	2	0	0	0		沁水	1
計 6		18	1	5	0	土産 人蔘, 柴草, 白石英, 石雄, 茯苓, 蜜, 蠟 (宋版)		7種

J11 澤州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
5	4	80	5	100	0	0	5	4	80	4	100	4	80	5	100	5	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 高平・ ³ 沁水・ ⁴ 陽城														4 処	
計 4	鎮 市															0 処	
新 稅 務 地	州 県	1~4の地														4 処	
計 4	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1~4の地, ⁵ 陵川														5 処	
計 5	鎮 市															0 処	
不 明 地															0 処	不 明 率	0 %

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，291頁参照。
- (2) (1)の書291頁に掲載。
- (3) (1)の書291頁に掲載。
- (4) (1)の書292頁の地理表を移録。

12 憲州

(1) 酒統計

憲州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

憲州 J12	
○□△ 舊。在城一務	
歳	14,548貫
熙寧十年祖額	5,468貫762文
買撲	607貫200文

旧額14,548貫，新額（官売＋買撲）6,075貫（文は計算せず）で，両額の差額は－8,473貫，増加率－58%になる。官売額5,468貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額607貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

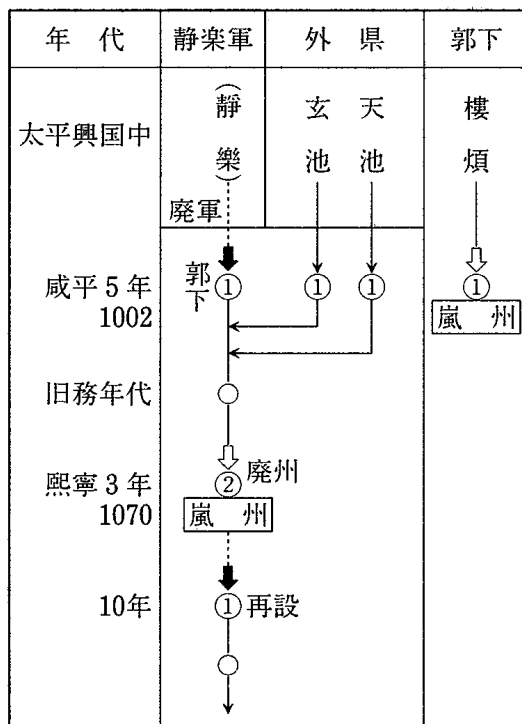
12 憲州 銭額表

旧 額	14,548 貫	
新 額	官売	5,468 貫
	買撲	607 貫
	計	6,075 貫
新旧差額	－8,473 貫	
増 額 率	－58 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

(2) 酒務表

寰宇記42・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城のみを記すが，それからは旧務年代は不明であるので，一般的

J12 憲州 県変遷図



な旧務年代である景祐～慶曆前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0で、在城の1務である。酒務地1処であるので州県務の比率である州県務率(1÷1)は100%になる。次に酒統計の在城に○□△印を付した在城が旧商税務の併設地で、新商税務が設置された地である新税務地であり、存続地でありすべて1務である。また旧商税務⁽²⁾及び新商税務⁽³⁾もともに在城1務のみである。併設率・対旧商税務率・新務地率・対新商税務率はみな100%になる。地理表⁽⁴⁾にもみえない不明地はなく不明率は100%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J12 憲州 格中 地理表 (主戸2,741 客戸811 計3,552 貢 麩)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
中 静楽	郭下	3 0	0	0		汾水	1
計 1		3 0	0	0	土産 ナシ		

J12 憲州

酒 務 表

外 県 0	置 務 県 —	置 務 率 —	州 県 務 1	州 県 務 率 100	鎮 市 務 0	鎮 市 務 率 0	酒 務 1	併 設 地 1	併 設 率 100	旧 商 稅 務 1	對 稅 舊 商 率 100	新 稅 務 地 1	新 稅 務 地 率 100	新 商 稅 務 1	對 稅 新 商 率 100	存 続 地 1	存 続 率 100
併 設 地		州 県	1 在城													1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
新 稅 務 地		州 県	1 の地													1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
存 続 地		州 県	1 の地													1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 293頁参照。
- (2) (1)の書292頁に掲載。
- (3) (1)の書293頁に掲載。
- (4) (1)の書294頁の地理表を移録。

13 嵐州

(1) 酒統計

嵐州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

嵐州 J13	
舊。在城及樓煩・合河県・飛鷹堡寨四務	
歲	31,509貫
熙寧十年祖額	24,124貫250文
買撲	1,435貫784文

旧額31,509貫，新額（官売+買撲）25,559貫（文は計算せず）で，両額の差額は-5,950貫，増加率-19%になる。官売額24,124貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額1,435貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

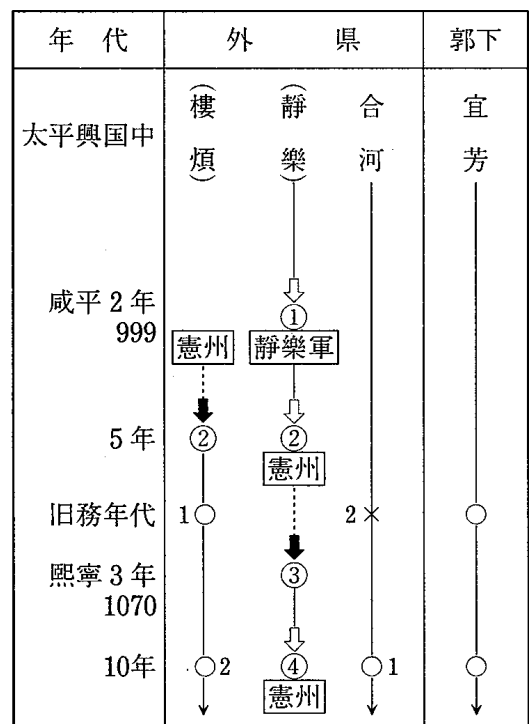
J13 嵐州 銭 額 表

旧 額	31,509 貫	
新 額	官売	24,124 貫
	買撲	1,435 貫
	計	25,559 貫
新旧差額	-5,950 貫	
増 額 率	-19 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

(2) 酒務表

寰宇記41・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県2・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J13 嵐州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県2，県酒務2であるので，県置務率は(2÷2)は100%になる。州県務（在城+県務2）は3務である。酒務地4処に占める州県務の比率である州県務率(3÷4)は75%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率(1÷4)は，25%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²樓煩県（州県務2）の計2処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地4処に占める併設地の比率である併設率(2÷4)は，50%になる。旧商税務3処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(2÷3)は，67%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付し

た上記の1・2の地・合河³県（州県務3）及び⁴鷹飛堡（鎮市務1）の計4処である。酒務地4処に対する新税務地の比率である新務地率（4÷4）は、100%になる。新商税務6処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税率（4÷6）は、67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1～3の地（州県務）、及び4の地（鎮市務1）で計4処である。酒務地4処に占める存続地の比率である存続率（4÷4）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は無く不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J13 嵐州 格下 地理表（主戸10,146 客戸1,313 計11,459 貢 麴）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計4
中 宜芳	郭下	5	0	0	堡 1	飛鷹堡	秀容水	1
中下 合河	西 180	5	0	0	寨 1	乳浪寨	黄河、蔚汾水	2
下 樓煩	南 80	2	0	0	0		汾水	1
計 3		12	0	0	2	土産 知母、五色龍骨、熊皮、石蜜、松柏木、麻、朮		7種

J13 嵐州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
外 2	置 2	置 100	州 3	州 75	鎮 1	鎮 25	酒 4	併 2	併 50	旧 3	対 67	新 4	新 100	新 6	対 67	存 4	存 100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 樓煩															2 処
計 2	鎮 市																0 処
新 税 務 地	州 県	1・2の地、 ³ 合河県															3 処
計 4	鎮 市	⁴ 鷹飛堡															1 処
存 続 地	州 県	1～3の地															3 処
計 4	鎮 市	4の地															1 処
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，294頁参照。
- (2) (1)の書294頁に掲載。
- (3) (1)の書294頁に掲載。
- (4) (1)の書295頁の地理表を移録。

14 石州

(1) 酒統計

石州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

石州 J14	
舊。在城及伏落津二務	
歳	47,654貫
熙寧十年祖額	32,629貫345文
買撲	2,224貫951文

旧額47,654貫，新額（官売＋買撲）34,853貫（文は計算せず）で，両額の差額は－12,801貫，増加率－27%になる。官売額32,629貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額2,224貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J14 石州 銭 額 表

旧 額	47,654 貫	
新 額	官売	32,629 貫
	買撲	2,224 貫
	計	34,853 貫
新旧差額	－12,801 貫	
増 額 率	－27 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

(2) 酒務表

寰宇記42・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明である

ので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県4，県酒務0であるので，県置務率は0%になる。州県務は在城のみであり州県務率 $(1 \div 2)$ は，50%になる。なお鎮市務1で鎮市務率は50%になる。

J14 石州 県変遷図

年 代	外 県				郭下
太平興國中	定	方	平	臨	離
	胡	山	夷	泉	石
旧務年代	1○	2○	3○	4×	○
熙寧10年 1077	○4	○3	○2	○1	○

次に酒統計に○印を付した¹在城及び²伏落津（鎮市務1）の計2処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地2処に占める併設地の比率である併設率 $(2 \div 2)$ は，100%になる。旧商税務6処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(2 \div 6)$ は，33%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1の地（州県務1），及び2の地（鎮市務1）の計2処である。酒務地2処に対する新税務地の比率である新務地率 $(2 \div 2)$ は，100%になる。新商税務8処⁽³⁾に対する新税務地の比率である对新商税務率 $(2 \div 8)$ は，25%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は，酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の1の地（州県務1），及び2の地（鎮市務1）で計2処である。酒務地2処に占める存続地の比率である存続率 $(2 \div 2)$ は，100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明率は0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J14 石州 格下 地理表 (主戸12,624 客戸2,179 計14,803 貢 蜜、蠟)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計8
中 離石	郭下	3	0	0	0		離石水	1
中 平夷	南 40	2	0	0	寨 1	伏落津寨	黄河, 寧郷水	2
中 定胡	西 90	3	0	0	寨 3	定胡・天渾津・呉堡寨	黄河, 湫水	2
中下 臨泉	西北 120	2	0	0	寨 2	剋胡・霞蘆寨	黄河, 臨泉水	2
下 方山	北 90	2	0	0	0		赤洪水	1
計 5		12	0	0	6	土産 胡女布, 石英, 松木, 布, 蜜, 龍鬚蓆, 麝香, 賦布, 蠟燭		9種

J14 石州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	
外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 税 存 存	4	0	0	1	50	1	50	2	2	100	6	33	2	100	8	25	2	100
併 設 地	州 県	¹ 在城															1 処	
計 2	鎮 市	² 伏落津															1 処	
新 税 務 地	州 県	1の地															1 処	
計 2	鎮 市	2の地															1 処	
存 続 地	州 県	1の地															1 処	
計 2	鎮 市	2の地															1 処	
不 明 地															0 処	不 明 率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 296頁参照。
- (2) (1)の書296頁に掲載。
- (3) (1)の書296頁に掲載。
- (4) (1)の書297頁の地理表を移録。

15 威勝軍

(1) 酒統計

威勝軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

威勝軍 J15

舊。在城及沁源・武郷・南關鎮・新城・^①縣上・城西・^②西湯八務
 歳 24,365貫
 熙寧十年祖額 23,270貫570文
 買撲 3,578貫446文

- ①原文，店。地理表参照
- ②原文，綿。志，縣
- ③原文，欠
- ④原文，陽。志，湯

旧額24,365貫，新額（官売+買撲）26,848貫（文は計算せず）で，両額の差額は2,483貫，増加率10%になる。官売額23,270貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は87%，買撲額3,578貫が占める比率である買撲率は13%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J15 威勝軍 銭 額 表

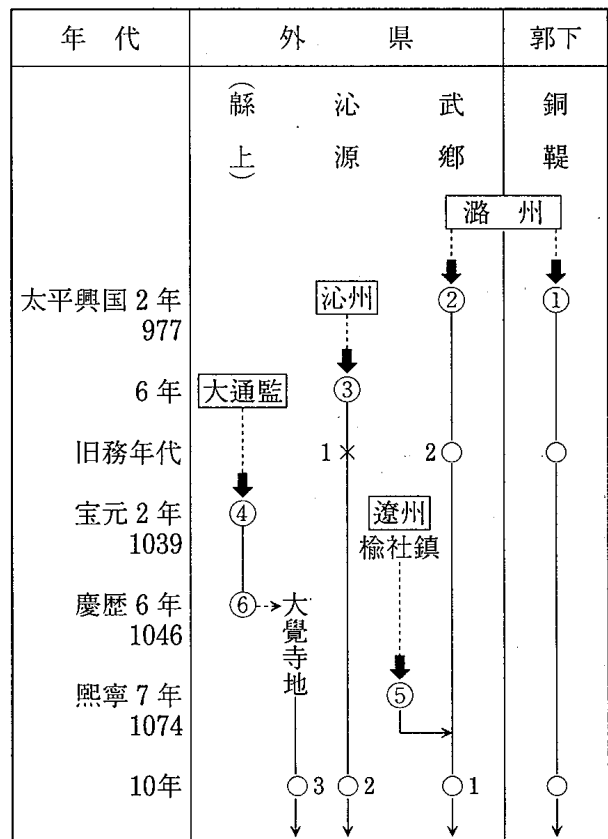
旧 額	24,365 貫	
新 額	官売	23,270 貫
	買撲	3,578 貫
	計	26,848 貫
新旧差額	2,483 貫	
増 額 率	10 %	
官 売 率	87 %	
買 撲 率	13 %	

(2) 酒務表

寰宇記50・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県3・鎮市4を記すが，縣上県は宝元2年に大通監から割入されているので，旧務年代は同年以後である。

図によれば熙寧10年前の旧外県3，県酒務3であるので，県置務率は(3÷3)は100%になる。州県務（在城+3県務）は4務である。酒務地8処に占める州県務の比率である州県務率(4÷8)は，50%になる。鎮市務は4務

J15 威勝軍 県変遷図



で、鎮市務率 (4÷8) は50%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²武郷 (州県務 2) 及び³西湯鎮 (鎮市務 1) の計 3 処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地 8 処に占める併設地の比率である併設率 (3÷8) は、38%になる。旧商税務 3 処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 (3÷3) は、100%になる。なお心源・縣上県は旧務時代は酒務のみが置かれ商税務は置かれなかった。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は、酒統計に□印を付した上記の 1・2 の地及び⁴心源・⁵縣上 (州県務 4) 及び 3 の地・⁶南關 (鎮市務 2) の計 6 処である。酒務地 8 処に対する新税務地の比率である新務地率 (6÷8) は、75%になる。新商税務 8 処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (6÷8) は、75%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に△印を付している。存続地は上記の 1・2・4・5 (州県務 4), 及び 3・5 (鎮市務 2) で計 6 処である。酒務地 8 処に占める存続地の比率である存続率 (6÷8) は、75%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地は⁷新城・⁸城西の 2 務で、不明地が酒務地 8 に占める比率である不明率 (2÷8) は、25%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J15 威勝軍 格同下州 地理表 (主戸16,190 客戸7,916 計24,106 貢 純)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計5
中 銅鞮	郭下	3	1	33	0	西湯鎮	洹水, 交水	2
上 武郷	東北 60	5	1	20	0	南關鎮	五郷水	1
中下 沁源	西 105	2	0	0	0		沁水	1
中下 縣上	西北 100	2	0	0	0		沁水	1
計 4		12	2	16	0	土産 人葎		1種

J15 威勝軍

酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 稅 務 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 務 率	存 続 地	存 続 率
3	3	100	4	50	4	50	8	3	38	3	100	6	75	8	75	6	75
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 武郷													2 処	
計 3		鎮 市	³ 西湯													1 処	
新 稅 務 地		州 県	1・2の地, ⁴ 心源・ ⁵ 縣上													4 処	
計 6		鎮 市	⁶ 3の地・南關													2 処	
存 続 地		州 県	1・2・4・5の地													4 処	
計 6		鎮 市	3・6の地													2 処	
不 明 地			⁷ 新城・ ⁸ 城西										2 処	不 明 率	25 %		

注 心源・縣上, 旧務年代は酒務のみ

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 298頁参照。
- (2) (1)の書297頁に掲載。
- (3) (1)の書297頁に掲載。
- (4) (1)の書299頁の地理表を移録。

16 平定軍

(1) 酒統計

平定軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

平定軍 J16

○□△ ○□△ ○□△ ○□△
舊。在城及承天軍・樂平県・東百井寨四務

歲	16,382貫
熙寧十年祖額	30,474貫 449文
買撲	1,494貫 249文

旧額16,382貫，新額（官売+買撲）31,968貫（文は計算せず）で，両額の差額は15,586貫，増加率95%になる。官売額30,474貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額1,494貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

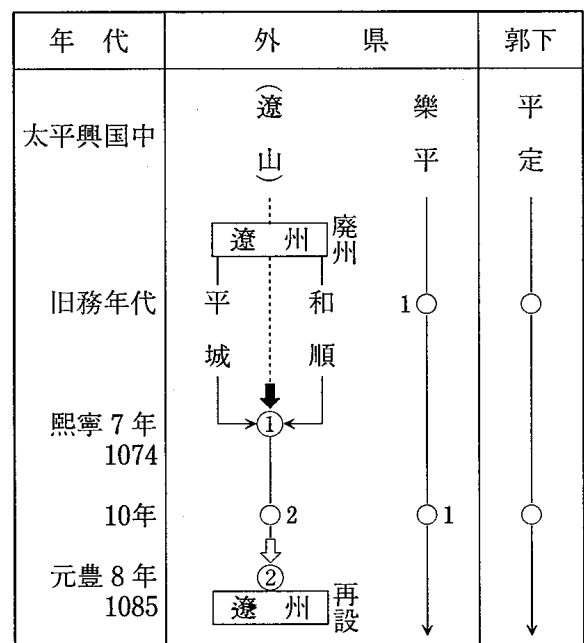
J16 平定軍 銭 額 表

旧 額	16,382 貫	
新 額	官売	30,474 貫
	買撲	1,494 貫
	計	31,968 貫
新旧差額	15,586 貫	
増 額 率	95 %	
官 売 率	95 %	
買 撲 率	5 %	

(2) 酒務表

寰宇記50・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県1・鎮市2を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

J16 平定軍 県変遷図



図によれば熙寧7年前の旧外県1，県酒務1であるので，県置務率は(1÷1)は100%になる。州県務（在城+

県務1）は2務である。酒務地4処に占める州県務の比率である州県務率(2÷4)は，50%になる。鎮市務は2務で，鎮市務率(2÷4)は，50%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²樂平県（州県務2）及び³承天軍・⁴東百井寨（鎮市務2）の計4処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地4処に占める併設地の比率である併設率(4÷4)は，100%になる。旧商税務4処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(4÷4)は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された地である新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1・2の地（州県務2），及び3・4の地（鎮市務2）の計4処である。酒務

地 4 処に対する新税務地の比率である新務地率 (4÷4) は、100%になる。新商
税務10処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税率 (4÷10) は、40%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計表の地名に
△印を付している。存続地は上記の1・2の地 (州県務2)、及び3・4 (鎮市務2)
で計4処である。酒務地4処に占める存続地の比率である存続率 (4÷4) は、
100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表にみえない不明地はなく不明率
0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J16 平定軍 格同下州 地理表 (主戸7,176 客戸257 計7,433 貢 絹)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計2
中 定平	郭下	4	0	0	寨 2	承天軍・東百井寨	澤澆水 1
中 樂平	東南 60	4	0	0	寨 1	靜陽寨	清漳水 1
計 2		8	0	0	3	土産 同并州	12種

J16 平定軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
1	1	100	2	50	2	50	4	4	100	4	100	4	100	10	40	4	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 樂平県														2 処	
計 4	鎮 市	³ 承天軍・ ⁴ 東百井														2 処	
新 税 務 地	州 県	1・2の地														2 処	
計 4	鎮 市	3・4の地														2 処	
存 続 地	州 県	1・2の地														2 処	
計 4	鎮 市	3・4の地														2 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，300参照。
- (2) (1)の書299頁に掲載。
- (3) (1)の書300に掲載。
- (4) (1)の書301の地理表を移録。

17 寧化軍

(1) 酒統計

寧化軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

寧化軍 J17	
舊。在城一務	
歳	9,500貫
熙寧十年祖額	8,534貫942文
買撲	320貫364文

旧額9,500貫，新額（官売+買撲）8,854貫（文は計算せず）で，両額の差額は-646貫，増加率-7%になる。官売額8,534貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は96%，買撲額320貫が占める比率である買撲率は4%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J17 寧化軍 銭額表

旧 額	9,500 貫	
新 額	官売	8,534 貫
	買撲	320 貫
	計	8,854 貫
新旧差額	-646 貫	
増 額 率	- 7 %	
官 売 率	96 %	
買 撲 率	4 %	

(2) 酒務表

宋本寰宇記50九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，

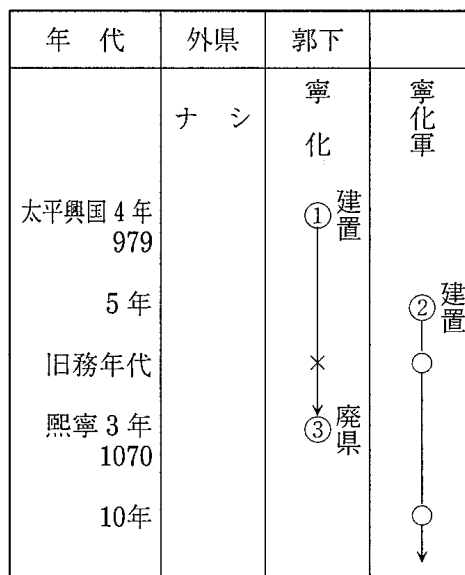
一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0である。州県務は在城のみで1務である。酒務地1処であるので州県務率(1÷1)は、100%になる。鎮市務0で、鎮市務率は0%になる。

次に酒統計に○□印△を在城に付しているが、在城務1・旧商稅務⁽²⁾1・新商稅務⁽³⁾1であるので、併設率・新務地率・対旧商稅務率・对新商

稅務率・存続率などはすべて100%である。なお地理表⁽⁴⁾にもみえない不明地はなく不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J17 寧化軍 県変遷図



J17 寧化軍 格同下州 地理表 (主戸476 客戸640 計1,116 貢 絹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
軍治	郭下	0	0	0	寨 1	窟谷寨	汾水	1
計 1		0	0	-	1	土産 不記		

郭下は県として扱う

J17 寧化軍 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地		州 県	在城														1 処
計 1		鎮 市															0 処
新 稅 務 地		州 県	1の地														1 処
計 1		鎮 市															0 処
存 続 地		州 県	1の地														1 処
計 1		鎮 市															0 処
不 明 地														0 処	不 明 率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 302参照。
- (2) (1)の書301載。
- (3) (1)の書301頁に掲載。
- (4) (1)の書302頁の地理表を移録。

18 火山軍

(1) 酒統計

火山軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

火山軍 J18	
舊。在城一務	
歳	1,066貫
熙寧十年祖額	7,644貫162文
買撲	320貫992文

旧額1,066貫, 新額(官売+買撲)7,964貫(文は計算せず)で, 両額の差額は6,898貫, 増加率647%になる。官売額7,644貫(文切捨)が新額に占める比率である官売率は96%, 買撲額320貫が占める比率である買撲率は4%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J18 火山軍 銭 額 表

旧 額	1,066 貫	
新 額	官売	7,644 貫
	買撲	320 貫
	計	7,964 貫
新旧差額	6,898 貫	
増 額 率	647 %	
官 売 率	96 %	
買 撲 率	4 %	

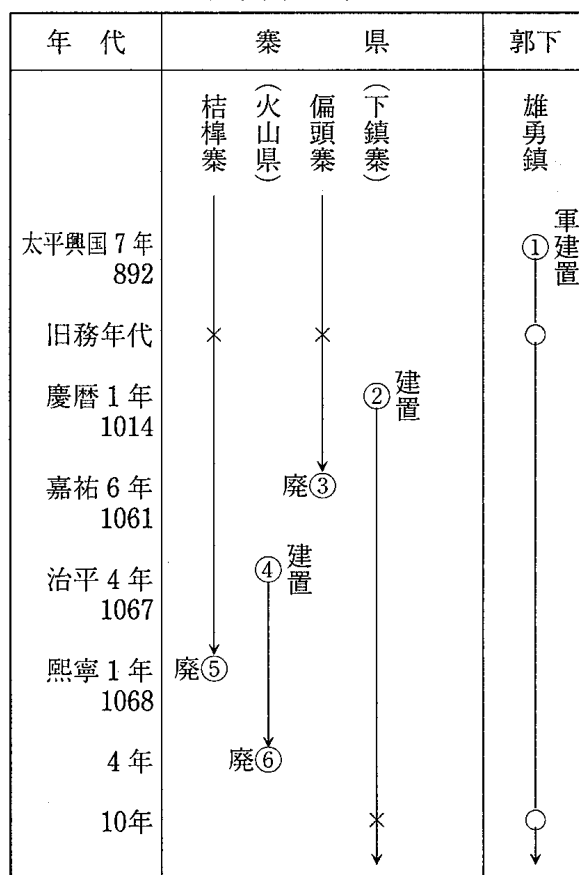
(2) 酒務表

寰宇記50・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが, それからは旧務年代は不明であるので, 一般的な旧務年代

である景祐～慶曆前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0である。州県務は在城のみである。酒務地1処であるので州県務率は100%になる。次に酒統計の在城に○□△印を付しているように併設地・新務地・存続地はすべて1務であり、併設率・新務地率・存続率は100%である。また旧商稅務⁽²⁾は在城務のみであるので対旧商稅務率も100%である。新商稅務2処⁽³⁾であり対新商稅務率(1÷2)は、50%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表⁽⁴⁾にみえない不明地はなく不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J18 火山軍 県変遷図



J18 火山軍 格同下州 地理表 (主戸1,304 客戸571 計1,875 貢 柴胡)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
軍治	郭下	0	0	—	0			0
下鎮寨	西北 50	2	0	0	0		黄河	1
計 2		2	0	0		土産 不記		

注1. 郭下に県は置かれていないが、軍治を1県として数える。
 2. 下鎮寨は2郷を有するので県格の寨であり、1県と数える。

J18 火山軍 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	2	50	1	100
併設地		州県	1 在城														1 処
計 1		鎮市															0 処
新稅務地		州県	1 の地														1 処
計 1		鎮市															0 処
存続地		州県	1 の地														1 処
計 1		鎮市															0 処
不明地														0 処	不明率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 303頁参照。
- (2) (1)の書302頁に掲載。
- (3) (1)の書303頁に掲載。
- (4) (1)の書304頁の地理表を移録。

19 岬嵐軍

(1) 酒統計

岬嵐軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

岬嵐軍 J19

舊。在城及水谷鎮二務

①原文, 三。計数 2

歳

37,569貫

熙寧十年祖額

16,180貫 885文

買撲

575貫 856文

旧額37,569貫，新額（官売+買撲）16,755貫（文は計算せず）で，両額の差額は-20,814貫，増加率-55%になる。官売額16,180貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は97%，買撲額575貫が占める比率である買撲率は3%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J19 岢嵐軍 銭 額 表

旧 額	37,569 貫	
新 額	官売	16,180 貫
	買撲	575 貫
	計	16,755 貫
新旧差額	-20,814 貫	
増 額 率	-55 %	
官 売 率	97 %	
買 撲 率	3 %	

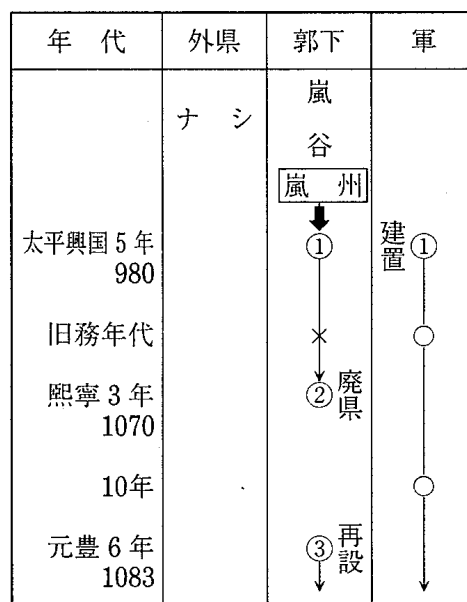
(2) 酒務表

寰宇記50・九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県1，県酒務0であるので，県置務率は0%になる。州県務は在城のみで，酒務地2務に占める州県務の比率である州県務率（1÷2）は，50%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率（1÷2）は50%になる。

次に酒統計に○□△印を付したのは¹在城のみであり，併設率・新務地率・存続地率はすべて50%である。旧商稅務⁽²⁾・新商稅務⁽³⁾は各1務であるので旧商稅務率・对新商稅務率はともに100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表⁽⁴⁾にみえない不明地は²水谷鎮であり，不明率（1÷2）は50%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J19 岢嵐軍 県変遷図



J19 岾嵐軍 格同下州 地理表 (主戸814 客戸1,692 計2,506 貢 絹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
下 嵐谷	郭下	2	0	0	0		岾嵐水	1
計 1		2	0	0	0	土産 知母, 五色龍骨, 朮, 松柏木, 熊皮, 石蜜, 麻 (同嵐州)		7種

J19 岾嵐軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存	置 務 務 県 県 鎮 鎮 酒 併 併 旧 対 新 新 新 対 存 存
0	0	—	1	50	1	50	2	1	50	1	100	1	50	1	100	1	50
併 設 地	州 県	1 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
不 明 地	水 谷 鎮												1 処	不 明 率	50 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 305頁参照。
- (2) (1)の書305頁に掲載。
- (3) (1)の書305頁に掲載。
- (4) (1)の書306頁の地理表を移録。

20 保徳軍

(1) 酒統計

保徳軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

保徳軍 J20

舊。在城一務

歳	36,892貫
熙寧十年祖額	7,137貫429文
買撲	909貫

旧額36,892貫，新額（官売＋買撲）7,137貫（文は計算せず）で，両額の差額は－28,846貫，増加率－78％になる。官売額7,137貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は89％，買撲額909貫が占める比率である買撲率は11％になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

J20 保徳軍 銭 額 表

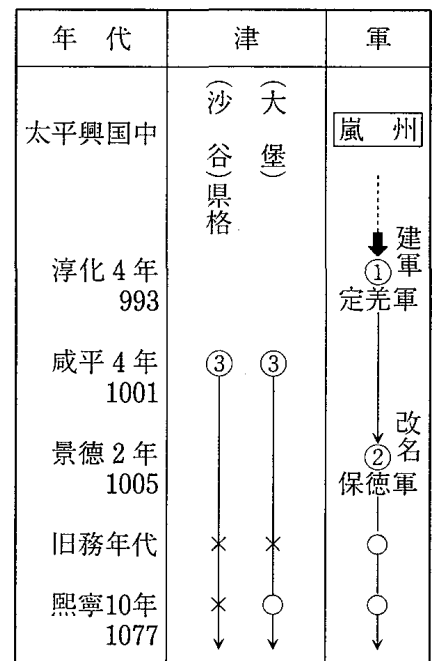
旧 額	36,892 貫	
新 額	官売	7,137 貫
	買撲	909 貫
	計	8,046 貫
新旧差額	－28,846 貫	
増 額 率	－78 %	
官 売 率	89 %	
買 撲 率	11 %	

(2) 酒務表

九域志4により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦前に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県1，県酒務0であるので，県置務率は0％になる。州県務（在城）は1務である。酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は，100％になる。鎮市務はなく，鎮市務率0％である。

J20 保徳軍 県変遷図



次に酒統計に○□△印を付したのは在城1務のみで，併設務・旧商稅務⁽²⁾・存続地は各1務であるので，州県務率・併設率・対旧商稅務率・存続率はともに

100%になる。また新務地1であるので新務地率は100%である。新商税務²⁽³⁾であり、新商税務に対する新税務地の比率である対新商税務率(1÷2)は、50%になる。

なお旧商税務・新商税務・地理表⁽⁴⁾にみえない不明地はなく不明地率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J20 保徳軍 格同下州 地理表 (主戸611 客戸217 計828 貢 絹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計1
軍治	郭下	0	0	0	津 1	大保津		0
沙谷津	北 5	2	0	0	0		黄河	1
計 2		2	0	0	1	土産 不記		

沙谷津は県格の津，郭下は県として扱う

J20 保徳軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
1	0	0	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	2	50	1	100
併 設 地	州 県	1 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，306～307頁参照。
- (2) (1)の書306頁に掲載。
- (3) (1)の書306頁に掲載。
- (4) (1)の書307頁の地理表を移録。

21 慈州

(1) 酒統計

慈州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

慈州 J21
 舊。在城及文城・郷寧県三務
 歳 17,319貫
 今廢

旧額17,319貫であるが、県変遷図によれば熙寧5年前に廢されている。以上の数値を銭額表にまとめる。

J21 慈州 銭 額 表

旧 額	17,319 貫	
新 額	官 売	— 貫
	買 撲	— 貫
	計	今廢
新旧差額	— 貫	
増 額 率	— %	
官 売 率	— %	
買 撲 率	— %	

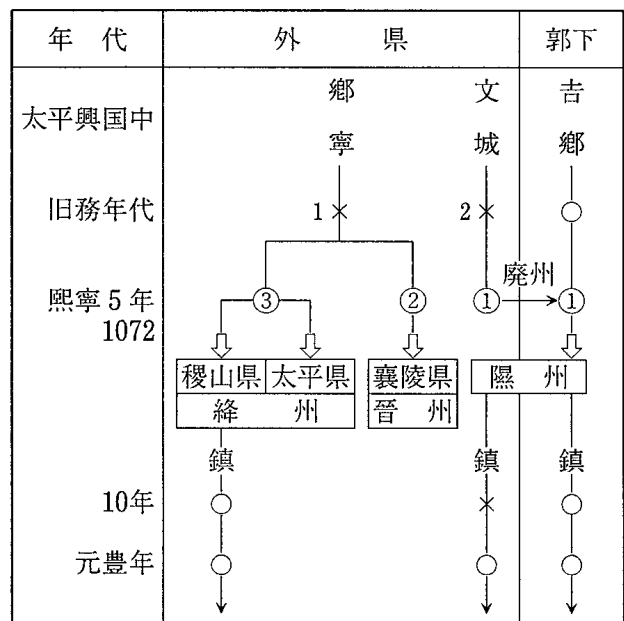
(2) 酒務表

宋本寰宇記48・九域志4により太平興國中～熙寧5年以前の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。

酒統計は在城・県2を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆前に従っておく。

図によれば熙寧5年前の旧外県2、県酒務2であるので、県置務率は(2÷2)は100%になる。州県務(在城+県務2)は3務である。酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率は

J21 慈州旧域 県変遷図



100%である。鎮市務0で、鎮市務率0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城1務が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地1処に占める併設地の比率である併設率(1÷1)は100%になる。旧商税務2処⁽²⁾に占める併設置の比率である対旧商税務率(1÷2)は、50%になる。なお熙寧5年に廢州になっているので慈州の新税務地・新税務地率・新商税務・对新商税務率・存続地・存続率はない。以上の酒務・諸数値を酒務表⁽³⁾に整理して示す。

J21 慈州旧域 地理表 (主戸5,311 客戸630 計5,941)

州	格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計?
隰	中 吉郷	西南 160	6	1	0	0	文城鎮	黄河, 蒲水	2
絳	(稷山県)		?	1	?	0	郷寧鎮		?
晋	(襄陵県)		?	0	0	0			?
計	1		?	2	?	0	土産 蠟燭, 賦麻布, 綠礬, 鐵 (宋版)		4種

注1. 寰宇記48・吉郷県, 郷5, 文城県郷1, 郷寧県, 郷3

2. 戸・土産・寰宇記48に拠る

3. 吉郷県: 隰州地理表に拠る

稷山県: 絳州地理表に拠る

襄陵県: 晋州地理表に拠る

J21 慈州 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 税 務	対 税 務 率	新 税 務 地	新 務 地 率	新 商 税 務	対 新 商 率	存 続 地	存 続 率
2	2	100	3	100	0	0	3	1	33	2	50	—	—	—	—	—	—
併 設 地		州 県	¹ 在城														1 処
計 1		鎮 市															0 処
新 税 務 地		州 県	今廢														— 処
計 —		鎮 市															— 処
存 続 地		州 県															— 処
計 —		鎮 市															— 処
不 明 地													— 処	不 明 率	— %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，308～309頁参照。
 (2) (1)の書308頁に掲載。
 (3) (1)の書310頁の地理表を移録。

22 遼州

(1) 酒統計

遼州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

遼州 J22

舊。在城及平城県・榆社県三務

歳 12,806貫

今廢

旧額12,806貫であるが，遼州は熙寧7年に廢されたので新額はない。以上の数値を銭額表にまとめる。

(2) 酒務表

寰宇記44・九域志4により太平興國中～熙寧7年以前の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒

統計は在城・県2を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆前に従っておく。

図によれば熙寧7年前の旧外県3，県酒務2であるので，県置務率は $(2 \div 3)$ は67%になる。州県務（在城+県務2）は3務であるので，酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率 $(3 \div 3)$ は，100%になる。鎮市務はなく，鎮市務率

J22 遼州 銭額表

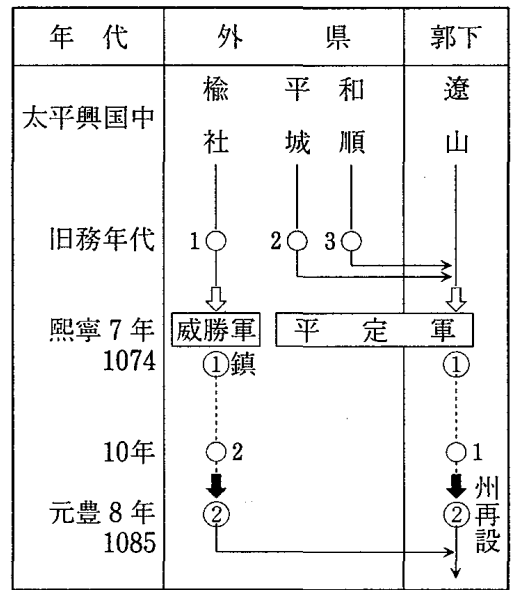
旧 額	12,806 貫	
新 額	官売	— 貫
	買撲	— 貫
	計	今廢
新旧差額	— 貫	
増 額 率	— %	
官 売 率	— %	
買 撲 率	— %	

は 0 % になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²平城・³榆社県（州県務 3）の計 3 処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地 3 処に占める併設地の比率である併設率（3÷3）は、100%になる。旧商税務 5 処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（3÷5）は、60%になる。

なお遼州は熙寧 7 年に廃されたので新税務地・新商税務・存続地・不明地はなく、新税務地率・对新商税務率・存続率・不明率もない。参考のため地理表⁽³⁾を示しておく。

J22 遼州 県変遷図



J22 遼州 格下 地理表（主戸5,578 客戸1,725 計7,303 貢 人參）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 ²
下 遼山	郭下	2	3	150	寨 1	榆社・平城・和順鎮 黄澤寨	遼陽水, 清潭水	2
計 1		2	3	150	1	土産 人蔘		1種

J22 遼州 酒 務 表

外 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	
3	2	67	3	100	0	0	3	3	100	5	60	-	-	-	-	-	-
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 平城県・ ³ 榆社県														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	今廢														- 処	
計	鎮 市															- 処	
存 続 地	州 県															- 処	
計	鎮 市															- 処	
不 明 地												- 処	不 明 率	- %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，311頁参照。
 (2) (1)の書311頁に掲載。
 (3) (1)の書312頁の地理表を移録。

23 大通監

(1) 酒統計

大通監の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

大通監 J23

舊。在城一務

①
無定額

今廢

②

①意を以て補う

②本文参照

旧額は無定額であり，また寶元2年に廢されたので新額はない。以上を銭額表に示す。

(2) 酒務表

寰宇記50・九域志4により太平興國中～寶元2年間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は「舊。無定額」と記すが，酒務は在城務のみであったと考えてよいであろう。旧務年代は不明であるが，一般的な旧務年代の上限は景祐であるので，旧務年代を景祐～宝元2年前としておく。

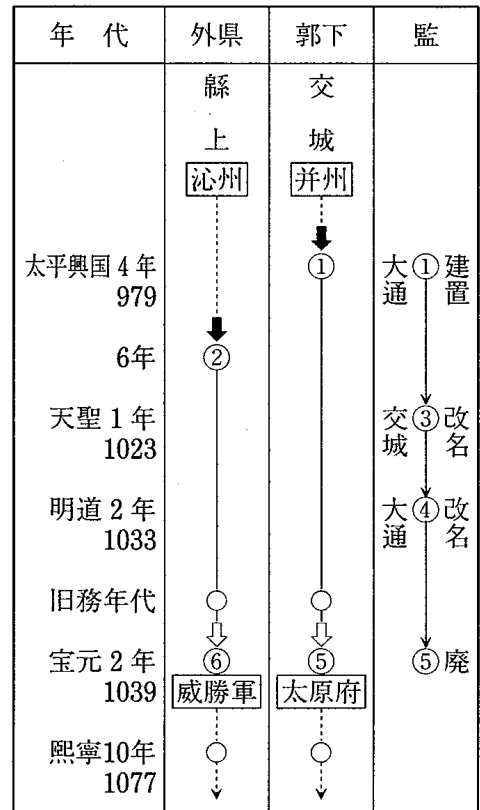
J23 大通監 銭 額 表

旧 額	無定額貫	
新 額	官売	一貫
	買撲	一貫
	計	今廢
新旧差額	一貫	
増 額 率	-%	
官 売 率	-%	
買 撲 率	-%	

図によれば宝元2前の旧外県1で県酒務0・置務率0%である。酒務は在城1

務で併設地は在城のみである。州県務率・併設率ともに100%である。旧商税務2処⁽²⁾であるので、対旧商税務率は50%になる。宝元2年に廃されたので新税務地・新商税務はなく、新税務率・対新商税務率もともにない。廃された監であるので存続・不明地・不明率などもない。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

J23 大通監 県変遷図



J23 大通監旧域 地理表 (主戸2,709 客戸521 計3,230)

格 県	距離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計3
次畿 交城		4	0	0		汾水, 文水	2
中下 縣上		2	0	0		沁水	1
計 2		6	0	0	土産 鐵栢子		1種

1. 戸・土産：寰宇記50大通監
2. 交城県：J1太原府地理表
3. 縣上県：J15威勝軍地理表

J23 大通監

酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
1	0	0	1	100	0	0	1	1	100	2	50	—	—	—	—	—	—
併設地		州県	在城													1 処	
計 1		鎮市														0 処	
新稅務地		州県														— 処	
計 —		鎮市														— 処	
存続地		州県														— 処	
計 —		鎮市														— 処	
不明地													— 処	不明率	— %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，313～312頁参照。
- (2) (1)の書313頁に掲載。
- (3) (1)の書315頁の地理表を移録。

24 豊州

(1) 酒統計

豊州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

豊州 J24
 ① 舊。在城一務
 ② 無定額 (又は不権)
 ③ 熙寧十年無祖額
 買撲

① 嘉祐7年建置。商稅統計にみえず
 ② 意を以て補う
 ③ 同②。原文「舊在城熙寧十年無祖額」

340貫080文

酒務統計は「舊。在城」と記すので，酒務は在城のみである。しかし豊州は嘉

祐7年に建置されており、建置は一般的旧務年代よりはるかに後年である。おそらく嘉祐～熙寧10年の間は、無定額か不権とされたものと思われる。熙寧10年には州県の官営酒務は無額とされ、買撲に対しては年340貫の課額が立てられた。以上の諸数値を錢額表にまとめる。

J24 豊州 錢 額 表

旧 額	無定額(又は不権)貫	
新 額	官売	無祖額
	買撲	340 貫
	計	—貫
新旧差額	—貫	
増 額 率	—%	
官 売 率	—%	
買 撲 率	—%	

(2) 酒務表

九域志 4・置廢に次の 2 条がみえる。

①嘉祐七年。以府州蘿泊川掌地置州。

②寨二。嘉祐七年置。永安・保寧。

①は嘉祐7年に府州の地を割いて豊州が置かれたことを伝え、②は同年に永安・保寧の両寨を建置したことを記す。①から豊州には一般的旧

J24 豊州 県変遷図

年 代	寨		郭下
	保 寧	永 安	県 ナ シ
嘉祐7年 1062	② 建置	② 建置	① 建置
熙寧10年 1077	↓	↓	↓

務年代を適用できないことが明らかである。以上を県変遷図に示す。

次に酒務統計資料に「舊。在城」と記すが、これは次の二つの解釈ができる。一は衍字とする解釈である。二は嘉祐7年～熙寧10年の間に無額もしくは不権であったことを指している。ここでは二の解釈をとることにする。酒務は在城1務である。

県変遷図によれば外県0であり、県置務率は0である。州県務1であり酒務は在城のみであるので州県務率は100%になる。併設務1であり併設率は100%になる。新務地は在城の1務である。なお豊州の旧商税務・新商税務の記載がないので対旧商税務率・対新商税務率は明らかではない。次に酒務地で元豊まで存在して地理表にみえる存続地は△印を付した在城1務で、存続率100%になる。また不明地0・不明率0%になる。以上の酒務・数値を酒務表に整理して示す。

J24 豊州 格下 地理表 (主戸22 客戸136 計158 貢 麩, 柴胡)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計0
県ナシ	郭下	0	0	—	0			0
計 1					1	土産 羊原羊, 野長, 石雞, 鴨, 鳧, 駝毛, 褐布, 白麵, 印鹽, 遏邏股, 盧牛, 沙蓬, 茨箕, 狼針		
永安 寨	南	17	0	0	—	0		
保寧 寨	東	17	0	0	—	0		
土産：寰宇記39								

郭下は県として数える

J24 豊州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存
0	0	—	1	100	0	0	1	—	—	—	—	—	—	—	1	100	
併 設 地	州 県	1 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1 の地														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %			

注 豊州, 嘉祐7年置, 商税統計にみえず

おわりに

表1の銭額総合表に示しているように、太原府は戸約11万・新酒額約12.3万貫(百位切捨て)であり、それらは河東路のトップレベルである。なお商税約50万貫もやはりトップレベルである。太原府が河東路で最大の州軍であるので商税・酒額も最高額であると思われる。また晋州の戸約8万で太原府に次ぐ州である。その新酒額約7.5万貫は河東路では第2位である。商税もまた約4.0万貫で第2位である。しかし戸・商税が高額であることが必ずしも酒額が大であるとは限らない。

表 1 J河東路 銭額総合表

州軍	旧額	新額	差額	増額率	官売	買撲	官売率	買撲率	戸	商税
J1 太原府	122,085	123,564	1,479	1	109,334	14,230	88	12	106,138	49,145
J2 潞州	17,051	55,253	38,202	224	46,352	8,901	84	16	52,545	451
J3 晉州	61,316	75,576	14,260	23	65,440	10,136	87	13	82,084	40,582
J4 府州	26,552	2,347	-24,205	-91	—	—	—	—	1,340	4,701
J5 麟州	無額	2,186	—	—	—	—	—	—	3,986	2,499
J6 絳州	58,645	65,674	7,023	12	62,308	3,366	95	5	62,057	31,452
J7 代州	19,433	49,638	30,205	155	45,682	3,956	92	8	29,904	12,239
J8 隰州	51,121	44,913	-6,208	-12	40,480	4,433	90	10	38,957	12,588
J9 汾州	64,880	66,272	1,392	2	59,812	6,460	90	10	53,137	20,117
J10 忻州	30,217	21,768	-8,449	-28	19,496	2,272	90	10	17,222	6,800
J11 澤州	25,174	34,651	9,477	38	29,495	5,156	85	15	51,699	17,768
J12 憲州	14,548	6,075	-8,473	-58	5,468	607	90	10	3,552	3,844
J13 嵐州	31,509	25,559	-5,950	-19	24,124	1,435	94	6	11,459	20,213
J14 石州	47,654	34,853	-12,801	-27	32,629	2,224	94	6	14,803	7,066
J15 威勝軍	24,365	26,848	2,483	10	23,270	3,578	87	13	24,106	10,366
J16 平定軍	16,382	31,968	15,586	95	30,474	1,494	95	5	7,433	12,206
J17 寧化軍	9,500	8,854	-646	-7	8,534	320	96	4	1,116	1,213
J18 火山軍	1,066	7,964	6,898	647	7,644	320	96	4	1,875	3,522
J19 岢嵐軍	37,569	16,755	-20,814	-55	16,180	575	97	3	2,506	593
J20 保德軍	36,892	8,046	-28,846	-78	7,137	909	89	11	828	4,598
J21 慈州	17,319	今廢	—	—	—	—	—	—	—	—
J22 遼州	12,806	今廢	—	—	—	—	—	—	—	—
J23 大通監	無定額	今廢	—	—	—	—	—	—	—	—
J24 豊州	不権	—	—	—	無祖額	340	—	—	158	—
計	726,084	708,764	-17,320	-2	633,759	70,712	89	10	566,905	261,963

注 計欄の官売+買撲が新額と一致しない。J4・J5の官売・買撲がなく且つJ24に買撲があるが新額が不明であるためである。それらを除くと、新額=官売+買撲=704,231となる。

北辺の J20保徳軍の戸約 8 百・商税額約 5 万貫と少額であるが、旧酒額は約 3.6 万貫でありこれは河東路 23 州軍中の第 8 位である。また J19岢嵐軍の戸約 3 千・新商税額約 6 百貫に過ぎないが、旧酒額は約 3.7 万貫で河東路中の第 7 位である。この 2 軍は最前線地帯に位置していたので軍隊が多く駐屯していた。これらのことから酒額高下の要因の一つとして軍隊をあげておきたい。軍隊駐屯の州軍の酒額が比較的が多い例は永興軍路・秦鳳路でも確認されたことである。

しかしながら同じく北辺に在った J17寧化軍・J18火山軍（州軍配置モデル図参照）の酒額は約 1 千貫と少なく、河東路州軍中で最低額である。これは両軍の軍隊数が少なかったことによると思われる。軍隊の存在を除けばおおまかには戸・商税の大小と酒額の大小とは一致する。

次に 9 州軍で旧額より新額が減額になっている。新旧額の差額及び新旧の差額率に一定の傾向がみられないので、斉一的・均一的な酒額増減額政策が採られたとは考え難いが、なんらかの理由で多くの州軍に対しての減額・増額同時的に行なわれた。そのうち -50% 以上の減額が行われたのは、J4 府州 (-91%)・J12憲州 (-58)・J13嵐州 (-55%)・J20保徳軍 (-78%) など 4 州軍である。また 100% 以上に激増したのは J2 潞州 (224%)・J7 代州 (155%)・J8 火山軍 (647) などである。潞州を除くといずれも北辺州軍である。慶曆～熙寧間に軍隊の大移動が一応考えられるが、それらの州軍に対する大減額・激増の要因研究が課題となる。特に内地の潞州の激変の要因は問題である。以上の新旧酒額の相違は基本的には酒消費量の変動により生じたとみななければならない。

次に行政都市・地方小都市＝都市エリアの官売酒額は甚だ多額であり、官売率 90% の州軍 12, 80% 以上の州軍 8 であり、都市エリアの酒消費が郷村エリアなどより圧倒的に大きく、郷村エリア買撲額が少額である。郷村エリア買撲比率が数パーセントの州軍がほとんどであり、20 州軍中（廢州軍を除く）で買撲率 15% 以上の州軍は僅か 2 州軍（J2 潞・J11 澤）に過ぎない。郷村エリアより都市エリアの

酒消費量が大であることは当然予想されるのであるが、この数値はそのことを裏付ける。なお官売額・買撲額が同額の州軍がないので両額はそれぞれ都市エリア・郷村エリアの酒消費量が反映した額である。J3 晋州・J15 威勝軍・J6 絳州・J16 平定軍・J8 隰州・J9 汾州・J10 忻州・J12 憲州・J13 嵐州・J14 石州・J17 寧化軍・J18 火山軍などの官売率・買撲率は同率である。これは偶然の一致ではなく、政策的に行われたとみるべきであろう。しかし J1 太原府・J2 潞州・J7 代州・J11 澤州・J19 岢嵐軍などは都市エリア・郷村エリアの酒消費が主として反映した率と思われる。なお新商税額約26万貫に対して新酒額は約70万貫と高額である。

次に表 2 は23州軍（廢州軍を含む）の酒務表を総括したものである。注目したいのは熙寧10年・元豊で確認できない不明地が甚だ少ないことである。23州軍の酒務100のうち不明地は僅か6処であり、全体の約6%に過ぎない。これに対し元豊までの存続地85処は、全体の86%を占め甚だ高率である。不明地率の低率と存続地の高率は、酒務が置かれた行政都市・地方小都市・町の多くが社会的・経済的な安定性が高かったことを証し、同時に熙寧10年の新商税務表に旧酒務がみえる場合は、その地に熙寧10年においても酒務が置かれていた確率が甚だ高いことを意味する。

次に表 2 によれば全酒務99処で、その内訳は州県酒務75、鎮市務24で、州県務が圧倒的に多い。旧商税務98処に対して併設地70処で、商税務のみの地28処であり、酒販売所がない地にも商税務が置かれたことがわかる。注目したいのは酒務・商税務が併設された併設率が路全体としては約70%で甚だ高率あることである。併設率が50%未満の低併設率の州軍は J15 威勝軍・J21 慈州であり全州軍23の約9%に過ぎない。このことは河東路では都市には酒務・商税務が併設されるのが甚だ多かったことを証している。また新商税務が置かれた地の新務地率も83%と高率である。

次に表 3 に示したように旧務年代の行政都市が最も多く74であり、次いで町12、

表2 J河東路 酒務総合表

州 軍	州 県 務	鎮 市 務	全 酒 務	併 設 地	併 設 率	対 税 務 商 率	新 税 務 地	新 務 地 率	対 税 務 商 率	存 続 地	存 続 率	不 明 地	不 明 率	旧 商 税 務	新 商 税 務
J1	9	3	12	8	67	89	11	92	92	11	92	0	0	9	12
J2	8	1	9	6	67	100	5	56	71	7	78	2	22	6	7
J3	9	2	11	6	55	86	10	91	100	11	100	0	0	7	10
J4	1	0	1	1	100	100	1	100	50	1	100	0	0	1	2
J5	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
J6	7	1	8	5	63	83	7	88	78	7	86	1	13	6	9
J7	3	4	7	6	86	32	7	100	35	7	100	0	0	19	20
J8	6	2	8	8	100	89	8	100	73	8	100	0	0	9	11
J9	3	1	4	3	75	60	4	100	57	3	75	0	0	5	7
J10	1	1	2	1	50	100	1	50	100	2	100	0	0	1	1
J11	5	0	5	4	80	100	4	80	80	5	100	0	0	4	5
J12	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
J13	3	1	4	2	50	67	4	100	67	4	100	0	0	3	6
J14	1	1	2	2	100	33	2	100	25	2	100	0	0	6	8
J15	4	4	8	3	38	100	6	75	75	6	75	2	25	3	8
J16	2	2	4	4	100	100	4	100	40	4	100	0	0	4	10
J17	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
J18	1	0	1	1	100	100	1	100	50	1	100	0	0	1	2
J19	1	1	2	1	50	100	1	50	100	1	50	1	50	1	1
J20	1	0	1	1	100	100	1	100	50	1	100	0	0	1	2
J21	3	0	3	1	33	50	—	—	—	—	—	—	—	2	—
J22	3	0	3	3	100	60	—	—	—	—	—	—	—	5	—
J23	1	0	1	1	100	50	—	—	—	—	—	—	—	2	—
計	75	24	99	70	71	71	80	80	65	85	86	6	6	98	124

地方小都市11であるが、地方小都市をかかえる州軍は少なく J1・J7・J8・J14・J15・J16など6州で州軍23の26%に過ぎない。町を有していない州軍13であり全体の57%であり過半数を上回る。小都市・町の両者を有しない州軍は J4・5、J11・12・J17・18・20～23の計10州軍で、全州軍23の約4割を占める。これら

表3 J河東路 旧務年代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	J10	J11	J12	J13	J14	J15	J16	J17	J18	J19	J20	J21	J22	J23	計
行政都市	9	8	10	1	1	7	3	6	3	1	5	1	3	1	4	2	1	1	1	1	1	3	1	74
地方小都市	2	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	11
町	1	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	12
酒務(計)	12	9	11	1	1	8	7	8	4	2	5	1	4	2	8	4	1	1	2	1	1	3	1	97

行政都市：各州軍の酒務表の州県（酒務のみの県を含む）
 旧務年代酒務のみの県
 J1 太谷・孟・交城，J2 潞城，J3 神山・岳陽・汾西・和川
 J6 翼城・絳，J13 合河，J15 心源・絳上
 地方小都市：各州軍の酒務表の併設地欄の鎮市酒務地
 町：酒務のみ設置の鎮市 酒務－（行政都市＋地方小都市）
 酒務(計)：不明地を含む

表4 J河東路 新務年代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	J10	J11	J12	J13	J14	J15	J16	J17	J18	J19	J20	J21	J22	J23	計
行政都市	8	5	7	1	1	7	3	6	3	1	4	1	3	1	4	2	1	1	1	1	—	—	—	61
地方小都市	3	0	3	0	0	0	4	2	1	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	—	—	—	19
町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	2
税務不置県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	3
存続地	11	7	11	1	1	7	7	8	⁴ ₍₅₎	2	5	1	4	2	6	4	1	1	1	1	—	—	—	85 (86)

①存続地＝行政都市＋地方小都市＋町＋税務不置地（但し熙寧10年後に廃された県・鎮及び不明地を含まず）
 ②行政都市：各州軍酒務表の新税務地欄の州県数
 ③地方小都市：各州軍酒務表の新税務地欄の鎮市数
 ④町：各州軍酒務表の新税務地欄にみえず，存続地欄にみえる酒務地
 ⑤税務不置県：各州軍酒務表の新税務地欄にみえず，存続地欄にみえる酒務設置の県（J2 壺關・長子県，J11 陵川）
 （ ）：新税務地欄にみえるが，存続地欄にみえない酒務地を加えた数値，J10 洪山寺
 注1 J1 平晉県は熙寧3年に郭下県の陽曲県に併入され新務時代に存在しない

のことから河東路州軍においては多くの州軍に，地方小都市・町が生まれていず，路全体としては地方小都市・町は少なく発展過程にあったといえよう。

次に表2によれば指摘したように酒務地で元豊まで残っていた存続地は85処であるから，少なくとも熙寧10年には85処の酒務地が存在したことになる。表4によれば熙寧10年に新商税務が置かれた酒務地である新税務地の州県即ち新務年代の行政都市61，地方小都市（新税務地の鎮市）19，町（酒務のみの鎮市）2，税務不

置県（酒務のみの県）3である。注意しておきたいのは、地理表に示した地名は九域志が採録した地であり、九域志は草市を採録していないので、存続地は旧酒務地より少なくなる場合があることである。換言すると存続地85・存続率85%以上になる可能性がある。

熙寧10年には河東路に商税務・酒務が置かれた行政都市が少なくとも64・地方小都市19及び酒務のみのが置かれた町2が存在した。

河東州軍配置モデル図

